6 国民健康保険等

以下の事業については複数課に共通するため、該当ページにまとめて掲載をしています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業 409 ページ

国保年金課

国民健康保险	 	_
国民健康保険	所管課	国保年金課

国民健康保険は、国の社会保障制度の一つである社会保険の中の医療保険で、被保険者が疾病・負傷等の際に安心して医療が受けられるよう、加入者が納めた保険料を医療費にあてる、相互扶助の地域医療保険です。被保険者に対して必要な保険給付を行うことにより、地域住民の健康の保持・増進に寄与することを目的としています。

区は保険者として、保険料を賦課・徴収し、保険給付を行い、その他健康増進のための事業を実施しています。

内 容

(1) 国民健康保険の加入資格

国民健康保険法第5条の規定により、港区内に住所がある人(※)は、次の適 用除外に該当する場合を除いて、原則国民健康保険の被保険者となります。

※外国人については、港区に住所を有し、3か月を超えて日本に滞在する人 [適用除外]

- ① 健康保険、船員保険、各種共済組合の被保険者及び被扶養者
- ② 後期高齢者医療制度の被保険者
- ③ 生活保護を受給している人及び中国残留邦人支援法に基づく支援給付を受けている人
- ④ 国民健康保険組合の組合員及び組合員の世帯に属する人
- ⑤ 児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者、若しくは里親に委託されている児童であって、扶養義務者がいない人
- ⑥ その他特別の理由がある人で、厚生労働省令で定めるもの

(2) その他

・国民健康保険適用の例外

就学するために親元を離れて一人暮らしをする学生や、特別養護老人ホームへ入所するために転出した人などは、大学や老人ホームを多く抱える自治体の国保財政が圧迫されて健全な運営が困難となることから、このような場合には港区の被保険者とします。

根拠法令等

国民健康保険法

国民健康保険法施行令

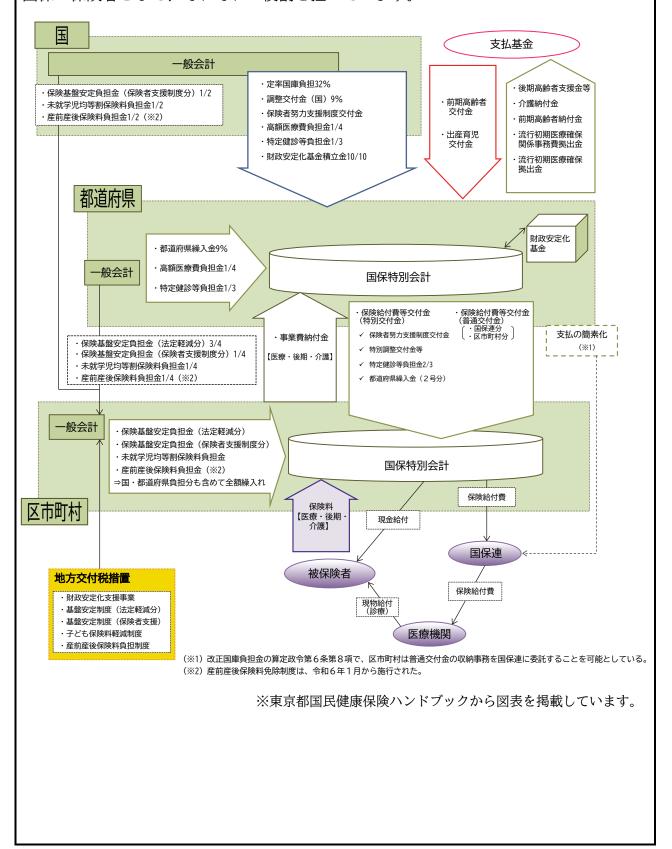
国民健康保険法施行規則

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

国民健康保険体系図(国保制度改革後(平成30年度)以降)

平成30年4月から東京都が国保の財政運営の責任主体となり、東京都と港区がともに 国保の保険者として、それぞれの役割を担っています。



制度の状況

港区国民健康保険加入種別ごとの加入者数の推移

年度 区 分		2	3	4	5	6	
加入世帯数 (世帯)		(世帯)	38, 341 (19, 125)	37, 528 (18, 752)	37, 467 (18, 474)	37, 183 (18, 284)	36, 590 (17, 900)
加	一 般 被保険者数	(人)	51,616 (21,418)	50,066 (21,005)	49, 445 (20, 636)	48,736 (20,392)	47, 559 (19, 920)
入者	退 職	(人)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	(-)
数	計	(人)	51,616 (21,418)	50,066 (21,005)	49, 445 (20, 636)	48,736 (20,392)	47, 559 (19, 920)

^{※()}内は、介護第2号被保険者を含む世帯又はその被保険者数で内数です。

外国人の国民健康保険加入状況

区分	年度	2	3	4	5	6
外国人総数	(人)	18, 291	17, 224	20, 215	21,863	23, 148
1 111	世帯数(世帯)	4,363	4, 113	4,691	4, 955	5, 124
加 ※ 入 者	被保険者数(人)	5,367	5,018	5,753	6,068	6, 209
有	一世帯当たり(人)	1.23	1.22	1.23	1.22	1. 21
加入割合(29.34	29.13	28.46	27.75	26.82

^{※「}国民健康保険加入者」には、「公用」の在留資格を持つ住民登録等していない外国人等を含みます。

以国人の国民健康保険加入老の国籍別加入保温

外国人の国民健康保険加入者の国籍別加入状況					
国 名	人数	国 名	人数	国 名	人数
韓国・朝鮮	968	パキスタン	90	ブラジル	101
中国	1,617	バングラデシュ	29	その他中央南アメリカ	109
フィリピン	692	その他アジア	536	ヨーロッパ	801
タイ	56	大洋州	94	中近東	116
インド	131	米国	636	アフリカ	100
インドネシア	38	北アメリカ(除米国)	76	その他	19
				合 計	6,209

補助金等		/ -11-	去	
有・無		備	考	
月・ 無				

			_			
国民健康保	除のあゆみ	所管課	国保年金課			
昭和 34. 12	 2 国民健康保険事業を開始 世帯主 7割、家族 5割給付 助産費 1,500 円 葬祭費 2,500 円 保険料均等割額 1 人 600 円 所得割額前年度区民税額の 95/100 賦課限度額 50,000 円 					
36. 4	国民皆保険達成					
37. 12	D 助産費 2,000 円					
38. 4 10 12	保険料均等割額1人500円 準世帯主7割給付 老人ホーム収容者の[国保適用除外	督促手数料の撤廃			
39. 4 40. 1						
41. 4						
42. 4		に係る住民税額	頁を除外			
43. 4	育児手当金 2,000 円 (新設)					
44. 8 9						
45. 4	葬祭費 5,000 円 延滞金の割合を年利率の	に改正				
48. 1	外国人に国保適用					
12	名 高額療養費一部負担金限度額 30,000 円(新	行設)				
49. 4 10		149年度は65,	000円)			
51. 4	低所得者に対する保険料減額措置の拡大(課限度額 120,000 円			
53. 4	助産費 60,000 円 葬祭費 20,000 円 保険料均等割額 1 人 4,800 円 賦課限度額	額 170,000 円				

54.	10	助産費支給制限(社会保険脱退後6か月未満の出産で、社保から給付を受けることができる場合は支給されない。)
55.	4	助産費80,000円 葬祭費30,000円 保険料均等割額1人6,000円
		所得割額前年度住民税額の 122/100 賦課限度額 220,000 円
	7	夏季施設「海の家」開設
56.	4	保険料均等割額 1 人 8,400 円 所得割額前年度住民税額の 118/100 賦課限度額 240,000 円
57.	4	助産費 100,000 円 保険料の所得割額の賦課対象を現年度住民税額とする。
		保険料均等割額1人9,000円 所得割額現年度住民税額の107/100
		賦課限度額 260,000 円
	9	高額療養費一部負担金限度額 45,000 円(住民税非課税世帯は、39,000 円)
58.	1	高額療養費一部負担金限度額 51,000 円(住民税非課税世帯は、39,000 円)
	2	老人保健法施行
59.	4	保険料賦課限度額 280,000 円
	10	· 退職者医療制度(新設)
		(退職者被保険者 本人8割給付、被扶養者入院8割・通院7割給付)
		・高額療養費一部負担金限度額 51,000 円(住民税非課税世帯は、30,000 円)
60.	4	保険料賦課限度額 310,000 円
	6	無料健康相談開始
	7	夏季施設「山の家」開設
61.	4	助産費 130,000 円 葬祭費 50,000 円 保険料均等割額 1 人 12,000 円
		賦課限度額 350,000 円
	5	高額療養費一部負担金限度額 54,000 円(住民税非課税世帯は、30,000 円)
62.	4	保険料賦課限度額 370,000 円
	_	
63.	4	保険料賦課限度額 390,000 円
平成元.	4	保険料均等割額 1 人 14,400 円 保険料賦課限度額 400,000 円
	6	高額療養費一部負担金限度額 57,000 円(住民税非課税世帯は、31,800 円)
	7	夏季施設「日帰り海の家」開設
2.	4	保険料賦課限度額 420,000 円
3.	5	高額療養費一部負担金限度額 60,000 円(住民税非課税世帯は、33,600 円)
	12	高額療養費資金貸付制度(新設)

4. 4	保険料賦課限度額 440,000 円 均等割額 1 人 16,800 円 助産費 240,000 円
5. 4 5 7	保険料賦課限度額 460,000 円 高額療養費一部負担金限度額 63,000 円(住民税非課税世帯は、35,400 円) 夏季施設「温泉の宿」開設
6. 4	保険料均等割額1人15,900円 所得割額現年度住民税額の133.7/100(平成6年度 減税に伴う特例)
7. 4	保険料均等割額1人16,800円 所得割額現年度住民税額の119/100 社会福祉施設入所者に対する住所地主義の特例の実施 精神保健法・結核予防法による入院者に対する住所地主義の特例の実施 「結核・精神医療給付金」の新設
8. 4	保険料賦課限度額 520,000 円 保険料均等割額 1 人 19,500 円 所得割額現年度住民税額の 155/100 運動負荷検査受診料助成制度(新設) 高額療養費一部負担金限度額 63,600 円(住民税非課税世帯は、35,400 円)
9. 4	保険料均等割額 1 人 22,500 円 所得割額現年度住民税額の 162/100 葬祭費 60,000 円
7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	保険料賦課限度額 530,000 円 保険料均等割額 1 人 26,100 円 所得割額現年度住民税額の 187/100 出産育児一時金 350,000 円 葬祭費 70,000 円 夏季施設「海の家」「山の家」「温泉の宿」を「宿泊施設」に 1 本化 保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を導入
11. 8 12	「口座振替済み通知」毎月発送の中止 国保新システムオンライン稼働
12. 1	1年分の保険料納付額通知「納付済み金額のお知らせ」の発送開始
12. 4	介護保険法施行による介護分(介護納付金賦課額)保険料賦課開始 均等割額第2号被保険者1人7,200円 所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の12/100 保険料賦課限度額70,000円 基礎分医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の194/100

13. 1	高額療養費一部負担金限度額改正 住民税非課税世帯:35,400 円 住民税課税世帯(一般):63,600 円+[(医療費-318,000 円)×1%] 住民税課税世帯(上位所得者):121,800 円+[(医療費-609,000 円)×1%]
13. 4	医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 27,300 円 介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人8,100 円 所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の13/100
14. 4	保険料介護分(介護納付金賦課額)均等割額第2号被保険者1人7,800円 所得割額
10	第2号被保険者全員の現年度住民税額の 15/100 ・一部負担金の割合の改正
	3 歳未満:2割、3歳~70 歳未満:3割、70 歳以上:1割(一定以上所得者2割)
	・国民健康保険高齢受給者証の発行
	・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正
	・70 歳未満の人
	住民税非課税世帯: 35,400 円
	住民税課税世帯(一般):72,300円+[(医療費-361,500円)×1%]
	住民税課税世帯(上位所得者):139,800 円+[(医療費-699,000 円)×1%] ・70 歳以上の人(外来:個人ごと)
	住民税課税世帯(一定以上所得者):40,200 円
	・70 歳以上の人(外来+入院:世帯ごと)
	住民税非課税世帯(低所得 I):15,000 円
	住民税非課税世帯(低所得Ⅱ):24,600円 住民税課税世帯(一般):40,200円
	住民税課税世帯(一定以上所得者):72,300円+[(医療費-361,500円)×1%]
15. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 29,400 円
	医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の 204/100
	·介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人9,000円
	所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の 20/100
16. 4	・保険料の賦課方式の変更(4月、7月の2回賦課から6月の1回賦課)
	・医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 30,200 円 医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 30,200 円
	医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の 208/100 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料賦課限度額 80,000 円
	介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人10,800円
	所得割額 第2号被保険者全員の現年度住民税額の 24/100
	保険料のコンビニエンスストアでの収納開始
17. 4	·医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 32,100 円
	·介護分(介護納付金賦課額)保険料均等割額第2号被保険者1人12,000円
	・所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の27/100
7	出産費資金貸付制度(新設)
11	口座振替加入促進キャンペーン開始(平成 24 年 3 月廃止)

18. 4

·医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 33,300 円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の182/100

・介護分(介護納付金賦課額)保険料所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の29/100

10

・一部負担金の割合の改正

・70歳以上の一定以上所得者:3割

「入院時生活療養費」の新設

「特定療養費」を廃止し、「保険外併用療養費」の新設

- ・高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正
 - ・70 歳未満の人

住民税非課税世帯:35,400円

住民税課税世帯(一般):80,100 円+「(総医療費-267,000 円)×1%]

住民税課税世帯(上位所得者):150,000 円+[(総医療費-500,000 円)×1%]

・70歳以上の人(外来:個人ごと)

住民税非課税世帯(低所得 I · Ⅱ):8,000 円 住民税課税世帯(一般):12,000 円 住民税課税世帯(一定以上所得者):44,400円

・70歳以上の人(外来+入院:世帯ごと)

住民税非課税世帯(低所得 I):15,000 円 住民税非課税世帯(低所得 I):24,600 円 住民税課税世帯(一般):44,400円

住民税課税世帯(一定以上所得者):80,100 PH「(総医療費-267,000 PH)×1%

19. 4

·医療分(基礎賦課額)保険料均等割額 35,100 円 医療分(基礎賦課額)保険料所得割額現年度住民税額の124/100

- ・介護分(介護納付金賦課額)保険料所得割額第2号被保険者全員の現年度住民税額の21/100 介護分(介護納付金賦課額)保険料賦課限度額90,000円
- ・70 歳未満の高額療養費現物給付化(「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減 額認定証の交付」)
- 20. 4 ・ 高齢者の医療の確保に関する法律施行 後期高齢者医療制度開始(老人保健医療制度は平成19年度末をもって終了) 退職者医療制度廃止(経過措置あり)
 - ·医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 28,800円、所得割額現年度住民税額の 90/100、 賦課限度額 470,000 円
 - ·支援金分(後期高齡者支援金等賦課額)保険料 均等割額 8,100 円、所得割額現年度 住民税額の27/100、賦課限度額120,000円
 - ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 11,100 円、所得割額現年度住民税額の 11/100
 - · 高額介護合算療養費 (新設)
 - ・一部負担金の割合の見直し
 - ·義務教育就学前:2割
 - ・70歳以上75歳未満(一定以上の所得者を除く。):2割 *特例措置により平成21 年3月まで1割に据え置き
 - ・高額療養費一部負担金の引き上げ
 - ·70 歳以上 75 歳未満 一般自己負担限度額:62,400 円 外来(個人ごと):24,600 円 *経過措置により平成25年3月まで、それぞれ(44,400円)(12,000円)に据え置き
 - ・旧被扶養者に対する減額開始
 - 特定健康診查開始
 - 保険料の年金からの特別徴収開始 10

特定保健指導開始

21. 1	出産育児一時金 380,000 円
21. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 27,600円、所得割額現年度住民税額の68/100、賦課限度額 470,000円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 9,600円、所得割額現年度住民税額の 26/100、賦課限度額 120,000円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 11,100円、所得割額現年度住民税額の10/100、賦課限度額 100,000円 ・70歳以上 75歳未満(一定以上の所得者を除く。): 2割 *特例措置により平成 22年3月まで1割に据え置き 出産育児一時金 420,000円(直接支払制度開始)
22. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 31,200 円、所得割額現年度住民税額の 80/100、
	賦課限度額500,000円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額8,700円、所得割額現年度住民税額の23/100、賦課限度額130,000円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額12,000円、所得割額現年度住民税額の11/100、賦課限度額100,000円 ・非自発的失業者の保険料の軽減措置実施・保険料均等割額の減額制度に2割減額を追加・70歳以上75歳未満(一定以上の所得者を除く。):2割 *特例措置により平成23年3月まで1割に据え置き
9	国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の電話催告等業務委託開始
23. 4	・出産育児一時金(恒久化)420,000 円 ・国民健康保険料の賦課方式を住民税方式(当該年度分の住民税額に料率をかける方式)から旧ただし書方式(前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除額33万円を差し引いた額に料率をかける方式)に変更・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額31,200円に据え置き、所得割額6.13/100、賦課限度額510,000円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額8,700円に据え置き、所得割額1.96/100、賦課限度額140,000円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額13,200円、所得割額0.95/100、賦課限度額120,000円 ・賦課方式の変更に伴う経過措置実施(23、24年度)・後期高齢者医療保険料の訪問徴収業務委託開始・70歳以上75歳未満(一定以上の所得者を除く。):2割 *特例措置により平成24年3月まで1割に据え置き
24. 4	・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額30,000円、所得割額6.28/100、賦課限度額510,000円に据え置き ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額10,200円、所得割額2.23/100、賦課限度額140,000円に据え置き ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額14,100円、所得割額1.12/100、賦課限度額120,000円に据え置き ・国民健康保険料の訪問徴収業務委託開始 ・外来診療分の高額療養費現物給付化実施(「限度額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証の適用」) ・70歳以上75歳未満(一定以上の所得者を除く。):2割 *特例措置により平成25年3月まで1割に据え置き

25. 4 ·医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 30,600 円、所得割額 6.02/100、賦課限度額 510,000 円に据え置き ·支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 10,800 円、 所得割額 2.34/100、賦課限度額 140,000 円に据え置き ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 15,000 円、所得割額 1.16/100、 賦課限度額 120,000 円に据え置き ・70歳以上75歳未満(一定以上の所得者を除く。):2割 *特例措置により平成26 年3月まで1割に据え置き ・賦課方式変更に伴う平成23・24年度とは異なる新たな経過措置実施(25、26年度) 第二期特定健康診査等実施計画期間開始 26. 3 運動負荷検査受診料助成制度は、利用料割引制度になったため廃止 26. 4 │·医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額32,400円、所得割額 6.30/100、賦課限度 額 510,000 円に据え置き ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額10,800円に据え置き、所得 割額 2.17/100、賦課限度額 160,000 円 ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 15,300 円、所得割額 1.04/100、賦課 限度額 140,000 円 ・70 歳以上 75 歳未満(高齢受給者証)の一部負担金 現役並み所得者 3割 一般、低所得者Ⅱ·Ⅰ 昭和19年4月2日以降に生まれた人 2割 昭和19年4月1日以前に生まれた人 2割(特例措置により1割) ・保険料均等割額の2割、5割減額の対象者拡大 高額介護合算療養費の69歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3区分から5 区分に変更 27. 1 高額療養費の69歳までの自己負担限度額の所得区分と限度額を、3区分から5区分に変 3 保険料を訪問徴収する徴収調査員制度を廃止 27. 4 ·医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 33,900 円、所得割額 6.45/100、賦課限度額 520,000 円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得 割額 1.98/100、賦課限度額 170,000 円 ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 0.98/100、賦課 限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準を改正 28. 4 ・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 35,400 円、所得割額 6.86/100、賦課限度額 540,000 円 ・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 10,800 円に据え置き、所得 割額 2.02/100、賦課限度額 190,000 円 ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 14,700 円、所得割額 1.10/100、賦課 限度額 160,000 円 ・保険料の減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準を改正 保険料のモバイルレジでの収納開始 29. 4 ·医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 38,400 円、所得割額 7.47/100、賦課限度額 540,000 円 ·支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 11,100 円、

所得割額 1.96/100、賦課限度額 190,000 円

- ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.09/100、賦課 限度額 160,000 円
- ・保険料の減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準を改正
- 29. 8 高額療養費一部負担金の自己負担限度額改正
 - ・70歳以上の人(外来:個人ごと)現役並み所得者世帯:57,600円
 - 一般:14,000円(年間限度額144,000円)
 - ・70歳以上の人(外来+入院:世帯単位)
 - 一般: 57,600 円 *過去 12 か月以内に自己負担限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400 円
- 30. 1 保険料支払いの口座振替登録促進のため、ペイジー口座振替受付サービス開始
- 30. 4 国民健康保険制度改革により東京都が新たに保険者となり、港区とともにそれぞれの役割を担う。東京都は財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、港区は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課の徴収、保健事業等を引き続き担う。
 - · 医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 39,000 円、所得割額 7.32/100、賦課限度額 580,000 円
 - ·支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 12,000 円、所得割額 2,22/100、賦課限度額 190,000 円
 - ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.18/100、賦課 限度額 160,000 円
 - ・保険料の減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準を改正
 - 6 | モバイルレジでクレジットカードでの収納開始
 - 8 高額療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4区分から 6区分に変更

高額介護合算療養費の 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額の所得区分と限度額を、4 区分から6区分に変更

- 31.3 高額療養費資金及び出産費資金貸付制度(廃止)
- 31. 4 · 医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.25/100、賦課限度額 610,000 円
 - · 支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 12,300 円、所得割額 2.24/100、 賦課限度額 190,000 円
 - ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.24/100、賦課 限度額 160,000 円
 - ・保険料減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準を改正
 - ・旧被扶養者に対する軽減措置を均等割額について、資格取得後2年までと変更
 - · 重複頻回受診等対策事業開始

i—————	
令和2.4	·医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 39,900 円、所得割額 7.14/100、賦課限度額 630,000 円
	·支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 12,900 円、所得割額 2.29/100、 賦課限度額 190,000 円
	·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 15,600 円、所得割額 1.46/100、賦課 限度額 170,000 円
	・保険料減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準を改正
	・新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するための
	条例改正(適用期間 令和2年1月1日から) ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置を
5	開始(令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限分)
	· 残薬調整啓発事業開始
10	・保険料支払いの口座振替登録促進のため、Web 口座振替受付サービス開始 ・電子資格確認(マイナンバーカードの健康保険証利用)の運用開始(本格運用につい ては令和3年10月20日開始)
11	・条例付則第2条で引用している地方税法の用語である「特例基準割合」を「延滞金特
3. 1	例基準割合」に変更するための条例改正 (FISAN) の L. L. N. F. D. D. D. T. O. III (* 1814)
	・保険料のLINE Pay、PayPayでの収納開始
3. 4	· 医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 38,800 円、所得割額 7.13/100、賦課限度額 630,000 円
	・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 13,200 円、所得割額 2.41/100、 賦課限度額 190,000 円
	· 介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 17,000 円、所得割額 2.13/100、賦課
	限度額 170,000 円
5	・保険料減額の判定基準を改正 ・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に
5	係る対象期間を変更(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期限分)
4. 4	·医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 42,100 円、所得割額 7.16/100、賦課限度額 650,000 円
	・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額13,200円、所得割額2.28/100、
	賦課限度額 200,000 円 ・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 16,600 円、所得割額 2.02/100、賦課
	限度額 170,000 円
	・未就学児に係る被保険者均等割額(医療分・支援金分)の減額措置の導入
	・民法の一部改正(成人年齢が 20 歳から 18 歳に変更)に伴い、結核医療給付金の支給 対象となる被保険者の年齢を 20 歳から 18 歳に改正
	・新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等により保険料の減免措置に
	係る対象期間を変更(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限分)
5. 1	・保険料のau PAY、d払い、J-Coin Payでの収納開始
5. 4	・出産育児一時金 500,000 円 ・医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 45,000 円、所得割額 7.17/100、賦課限度額
	650,000 円
	・支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 15,100 円、所得割額 2.42/100、 賦課限度額 220,000 円
	・介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 16,200 円、所得割額 2.07/100、賦課
	限度額 170,000 円
	・保険料減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準(減額対象となる世帯の総所得金 -332-
	001

額等)を改正

5割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+29万円×被保険者数以下 2割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+53.5万円×被保険者数以下 ※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入55万円超)及び公的年金等に係る所得 を有するもの(公的年金等収入額が65歳未満で60万円超または65歳以上で125万 円超)

- 5.5 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等にかかる傷病手当金(適用期間:令和 5年5月7日まで)
- 5.8 高額療養費支給申請に係る手続の簡素化開始
- 6.1 出産被保険者の保険料の減額措置を開始
- 6.4 · 退職者医療制度廃止
 - · 医療分(基礎賦課額)保険料 均等割額 49,100 円(未就学児 24,550 円)、所得割額 8.69/100、賦課限度額 650,000 円
 - · 支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 16,500 円(未就学児 8,250 円)、所得割額 2.80/100、賦課限度額 240,000 円
 - ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 16,500 円、所得割額 2.36/100、賦課限度額 170,000 円
 - ・保険料減額の判定基準(減額対象となる世帯の総所得金額等)を改正

7割減額:43 万円+(給与所得者等※の数-1)×10 万円以下

5 割減額: 43 万円+(給与所得者等※の数-1)×10 万円+29.5 万円×被保険者数以下 2 割減額: 43 万円+(給与所得者等※の数-1)×10 万円+54.5 万円×被保険者数以下

- ※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入 55 万円超)及び公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等収入額が 65 歳未満で 60 万円超または 65 歳以上で 125 万円超)
- ・保険料の楽天ペイでの収納開始
- 6.12 ・国民健康保険被保険者証(保険証)の発行を終了し、保険証の利用登録をしたマイナンバーカード(マイナ保険証)での受診を基本とする仕組みに移行
- 7. 4 · 医療分(基礎賦課額)保険料

均等割額 47,300 円 (未就学児 23,650 円)、所得割額 7.71/100、賦課限度額 660,000 円

- ·支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)保険料 均等割額 16,800円(未就学児 8,400円)、所得割額 2.69/100、賦課限度額 260,000円
- ·介護分(介護納付金賦課額)保険料 均等割額 16,600 円、所得割額 2.25/100、賦課限度額 170,000 円
- ・保険料減額のうち、5割減額と2割減額の判定基準(減額対象となる世帯の総所得金額等)を改正

5割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+30.5万円×被保険者数以下 2割減額:43万円+(給与所得者等※の数-1)×10万円+56万円×被保険者数以下

※給与所得者等…一定の給与所得者(給与収入 55 万円超)及び公的年金等に係る所得を 有するもの(公的年金等収入額が 65 歳未満で 60 万円超または 65 歳以上で 125 万円超)

日日は中に吹車業の選挙に関する物業へ	所管課	_
国民健康保険事業の運営に関する協議会	川官硃	国保年金課

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、国民健康保険法第 11 条の規定により設置された区長の諮問機関で、区長の諮問により国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議します。

内 容

(1) 審議事項

- ① 国民健康保険に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- ② 療養の給付の充実及び改善に関すること。
- ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること。
- ④ その他、区長が国民健康保険事業の運営上重要と認める事項

(2) 委員の構成

(単位:人)

委員	定数	現員
被保険者代表	8	8
保険医又は保険薬剤師代表	8	8
公益代表	8	8
被用者保険等保険者代表	3	3
計	27	27

任期は令和6年12月7日から令和9年12月6日までです。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則

開始時期

昭和34年12月

実 績 表

開催状況

開催回数	開催年月日	議	題
1	令和6年8月23日	港区国民健康保険条例の一部改正について	
2	令和7年2月25日	港区国民健康保険条例の一部改正について	

有・無

国民健康保険趣旨普及 所管課 国保年金課

概 要

国民健康保険加入者に対して、国民健康保険制度の仕組みや手続きの理解を深めて もらうため次の冊子等を発行しています。

「港区の国保」 発行月 4月 「港区国民健康保険ガイドブック」(外国語版) 4月 「国保だより」 6月

実 績 表

発送件数 (単位:件)

7021120	(1111/
区分 年度	発送件数
2	38,624
3	38,754
4	38, 236
5	38,025
6	37, 652

※「港区の国保」「国保だより」は、納入通知書に同封して、6月に発送しています。

補助]金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	斌	東京都国民健康保険保険給付費
匍	・無	_	都基準による	_	補助金名等	等交付金

国民健康保险料	 	_
	川官禄	国保年金課

国民健康保険料(以下「保険料」といいます。)は、みなさんが病気やケガをしたときの診療費など、様々な給付の財源となる医療給付費分(基礎賦課額)(以下「医療分」といいます。)、後期高齢者医療制度の給付の財源となる後期高齢者支援金分(後期高齢者支援金等賦課額)(以下「支援金分」といいます。)、介護サービスの財源となる介護納付金分(介護納付金賦課額)(以下「介護分」といいます。)から成り立っています。保険料は世帯を単位として計算され、その支払義務は世帯主にあります。世帯主本人が国民健康保険の被保険者でなくても、同一世帯に被保険者がいる場合は、世帯主が納付義務者となります。

内 容

1 保険料の計算

保険料は、同一世帯の国民健康保険の被保険者の人数と、被保険者の所得金額 (賦課基準額※)をもとに計算します。

- ※賦課基準額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合算金額から、基礎控除額を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません。)。令和6年度の保険料の金額は次の式で計算しました。
- ・医療分

所得割額 被保険者全員の賦課基準額×8.69%+均等割額 被保険者数×49,100円=年間医療分保険料(賦課限度額65万円)

・支援金分

所得割額 被保険者全員の賦課基準額×2.80%+均等割額 被保険者数×16,500円=年間後期高齢者支援金分保険料(賦課限度額24万円)

・介護分(40歳~64歳)

所得割額 40 歳 \sim 64 歳の被保険者全員の賦課基準額 \times 2.36% + 均等割額 40 歳 \sim 64 歳の被保険者数 \times 16,500 円=年間介護分保険料(賦課限度額 17 万円)

- ※未就学児の医療分・支援金分の均等割額は、5割軽減されます。
- 2 保険料の通知

6月に納入通知書を発送します。

3 保険料の納め方

保険料は、1年間の保険料を6月から翌年3月までの10回で納めていただきます。納入通知書に同封した納付書又は口座振替で納めます。

ただし、被保険者全員が65歳~74歳の場合は、世帯主の年金からの徴収(特別徴収)が原則となります。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

補助金等	供 老	
有・無	備考	

保険料算定階層別世帯数·被保数

(医療給費分) (単位 世帯数:世帯、被保数:人、階層区分:円)

			(1 1-22	100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	/ 11 11/H III/
	階	層区分		世帯数	被保数
		50,000	未満	18, 249	20,606
50,000	~	100,000	未満	2,655	4,270
100,000	~	150,000	未満	2,876	3,717
150,000	~	200,000	未満	2,560	3,210
200,000	~	250,000	未満	1,912	2,447
250,000	~	300,000	未満	1,379	1,922
300,000	~	350,000	未満	1,064	1,522
350,000	~	400,000	未満	871	1,265
400,000	~	450,000	未満	582	911
450,000	~	500,000	未満	448	690
500,000	~	550,000	未満	383	616
550,000	~	600,000	未満	329	528
600,000	~	650,000	未満	276	444
650,000	以上			3,006	5 , 411
		合 計		36, 590	47,559

(後期高齢者支援金分) (単位 世帯数:世帯、被保数:人、階層区分:円)

	階	層区分	世帯数	被保数
		10,000 未満	11,815	13, 107
10,000	~	20,000 未満	6,908	8,579
20,000	~	30,000 未満	1,564	2, 144
30,000	~	40,000 未満	1,819	2, 454
40,000	~	50,000 未満	2,023	2,678
50,000	~	60,000 未満	1,436	1,788
60,000	~	70,000 未満	1, 344	1,738
70,000	~	80,000 未満	1, 195	1,539
80,000	~	90,000 未満	934	1,265
90,000	~	100,000 未満	804	1, 147
100,000	~	110,000 未満	634	901
110,000	~	120,000 未満	572	842
120,000	~	130,000 未満	518	746
130,000	~	140,000 未満	374	583
140,000	~	150,000 未満	325	517
150,000	~	160,000 未満	262	397
160,000	~	170,000 未満	265	445
170,000	~	180,000 未満	231	362
180,000	~	190,000 未満	212	348
190,000	~	200,000 未満	169	269
200,000	~	210,000 未満	171	273
210,000	~	220,000 未満	154	254
220,000	~	240,000 未満	247	422
240,000	以上		2,614	4, 761
		合 計	36, 590	47, 559

保険料算定階層別世帯数·被保数

(介護納付金分) (単位 世帯数:世帯、被保数:人、階層区分:円)

() (支州) () 並	階	層区分	世帯数	被保数
		10,000 未満	6,071	6,483
10,000	~	20,000 未満	3, 421	3,483
20,000	~	30,000 未満	787	874
30,000	~	40,000 未満	1,076	1,255
40,000	~	50,000 未満	977	1,048
50,000	~	60,000 未満	741	809
60,000	~	70,000 未満	640	715
70,000	~	80,000 未満	484	554
80,000	~	90,000 未満	438	524
90,000	~	100,000 未満	336	406
100,000	~	110,000 未満	287	343
110,000	~	120,000 未満	203	245
120,000	~	130,000 未満	168	209
130,000	~	140,000 未満	161	202
140,000	~	150,000 未満	143	188
150,000		160,000 未満	123	160
160,000	~	170,000 未満	97	122
170,000	IJ	上	1,747	2,300
		合 計	17,900	19,920

国民健康保険料年度別調定収納状況

所管課

国保年金課

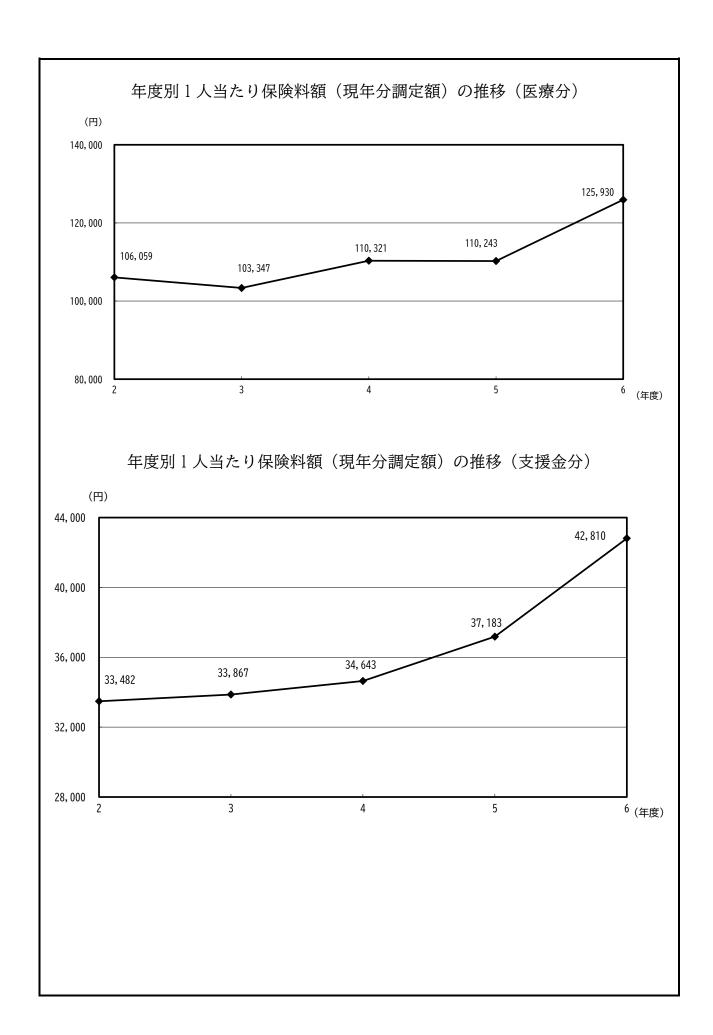
				Smith I States		1 1 1 1 1 1 1	-t/-t
/- ·	F /	調定額	収納額	還付未済額	不納欠損額	未収額	収納率
年度	区分	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(%)
		7, 974, 020, 800	6,885,495,962	37, 875, 887	3, 811, 169	1,084,713,669	86.61
	現年分	(%1)					(※2)
		(0)	(0)				(0)
2	滞納	2, 375, 122, 277	504, 899, 596	3, 978, 357	1,014,051,739	856, 170, 942	21.39
	繰越分	(%1)	(2== 2.4=)	(0)	(000 0=0)	(000 ==0)	(※2)
	NAKE 73	(2,045,497)				· ·	(13.54)
	計	10, 349, 143, 077				1,940,884,611	71.68
		(2, 045, 497)	(277, 045)	(3, 160)	(838, 679)	(929, 773)	(13.54)
	7F (- 1)		6, 783, 720, 256	32, 032, 273	1,774,297	963, 998, 059	87.80
	現年分	(※1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(※2)
		(0)	(0) 386, 493, 249	(0) 3,043,081			20.74
3	滯納	(※1)	300, 493, 249	3, 043, 001	113, 290, 210	119, 921, 230	(※2)
	繰越分	(929, 773)	(7,800)	(0)	(467, 610)	(454, 363)	(0.84)
	٠,	` ' '	7, 170, 213, 505			1, 743, 919, 309	74.77
	計	(929, 773)					(0.84)
		8, 027, 451, 113	6, 995, 773, 802	41, 463, 106		1,027,088,594	87.42
	現年分	(%1)					(※2)
		(0)	(0)	(0)			(0)
4	滞納繰越分	1,689,628,004	372, 949, 550	2,729,069	654, 986, 521	661,691,933	22.22
4		(%1)					(※2)
		(454, 363)	(0)	(0)			(0)
	計		7, 368, 723, 352			1, 688, 780, 527	76.12
	н	(454, 363)	(0)	(0)			(0)
			7,000,776,550	35, 367, 931	259,734	1,053,184,846	87.17
	現年分	(%1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(※2)
		(0)	(0)	(0)			(0)
5	滞納	1, 638, 291, 022 (※1)	433, 321, 940	4, 453, 195	466, 315, 054	738, 654, 028	26.51 (≈ 2)
	繰越分	(%1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(%2)
		0 602 512 152				1, 791, 838, 874	
	計	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
			7, 670, 483, 026		1, 062, 351		86.36
	現年分	(%1)	., 5.5, 155, 526	.0, 0, 1, 0 12	., 002, 001	., 200, 112, 702	(※2)
	70 1 73	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	>##-6-L	1, 743, 411, 040	369, 007, 216		562, 656, 064	` '	21.23
6	滞納	(※1)		•			(※2)
	繰越分	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	=.1	10,650,729,319	8, 039, 490, 242	42, 764, 260	563, 718, 415	2, 047, 520, 662	75.70
	計	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
	/ · · · · · · · · · · · · · ·		. ()				

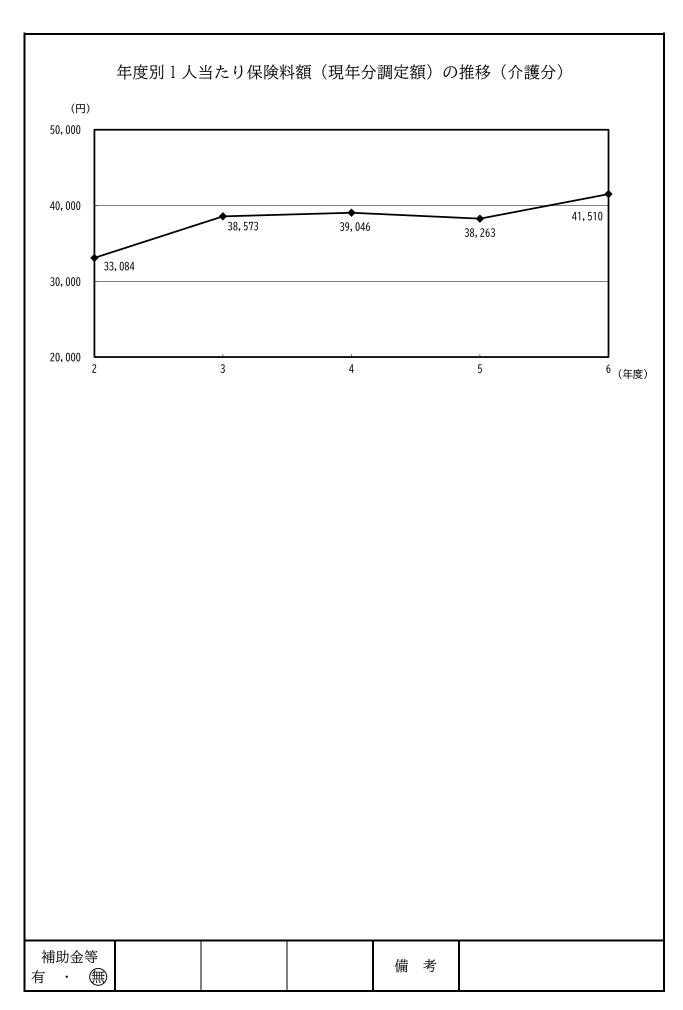
^(※1)居所不明分調定を含みます。 (※2)居所不明分調定を差し引いた収納率です。

⁽注1)() 内は退職被保険者等分で内数です。

⁽注 2)収納額は還付未済額を除いた数値です。 (注 3)介護保険法により第2号被保険者に賦課された介護納付金分も含みます。

⁽注4)出納閉鎖後の数値です。





国民健康保険料の減免制度

所管課

各総合支所区民課 国保年金課

概 要

前年の所得が一定基準以下であったり、災害や特別の事情などにより、生活が一時的に著しく困難になり保険料の納入ができなくなった場合、保険料を減額又は免除します。

(1) 減額

前年の所得が一定基準以下の世帯に対し、保険料均等割額を減額して賦課します。

(2) 減額·免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納入ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。

(3) 旧被扶養者に対する減額

被用者保険の被保険者が、後期高齢者医療制度に移行した場合、その被扶養者(65歳以上75歳未満)が国保に加入した場合は、申請により減額します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険料の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱

実 績 表

保険料の年度別減免状況

(単位 世帯数:世帯、金額:円)

	年度		2		2 3		3	4	
種別		世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額		
減	額	19,112	733, 041, 544	19,571	753, 408, 428	20, 208	802, 629, 224		
(退	職)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
コロラ	ナ減免	1,445	270, 818, 217	595	98, 535, 669	164	27, 066, 139		
(退	職)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
免	除	22	1, 227, 468	22	1,605,244	27	2, 101, 354		
(退	職)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
旧被扎	夫養者	135	7, 438, 669	158	6,605,214	182	6, 377, 506		
合	計	20,714	1,012,525,898	20, 346	860, 154, 555	20,581	838, 174, 223		
(退	職)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		

	年度		5		6
種別		世帯数	金額	世帯数	金額
減	額	20, 223	869, 622, 054	20,003	922, 209, 808
(退	職)	(0)	(0)	(-)	(-)
コロラ	ナ減免				
(退	職)				
免	除	19	589,789	22	939, 176
(退	職)	(0)	(0)	(-)	(-)
旧被抗	夫養者	207	10,779,311	216	8, 381, 840
合	計	20,449	880, 991, 154	20, 241	931, 530, 824
(退	職)	(0)	(0)	(-)	(-)

- ※介護納付金分も含みます。
- ※下段()内は退職被保険者等分で内数です。
- ※コロナ減免は令和4年度で終了しました。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	屋田	但於甘齡忠宁為 和 公
匍 ・無	国基準による	都基準による	国基準による	補助金名等	保険基盤安定負担金

非自発的失業者の保険料の軽減措置

所管課

各総合支所区民課 国保年金課

概 要

リストラなどで職を失った失業者が、在職中と同じ程度の保険料負担で医療保険に加入できるように、保険料を軽減する制度です。

内 容

対象者の前年の給与所得を、100分の30として保険料を算定します。

(ただし、対象者と同じ世帯に属する被保険者の所得は、通常の額を用いて算定します。)

対 象 者

- (1) 65 歳未満の雇用保険の特定受給資格者 (倒産、解雇等の事業主都合により離職した人)
- (2) 65 歳未満の雇用保険の特定理由離職者 (雇用期間満了で更新希望したが更新されなかった人、正当な理由により退職 した人)
 - ※適用期間中に65歳になった場合は、対象期間中は継続して軽減します。
 - ※国民健康保険の資格を喪失した場合は、適用を終了します。
 - ※再就職しても国民健康保険を継続する場合には、適用終了としません。

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までです。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

実 績 表

保険料の年度別軽減措置状況

年度	2	3	4	5	6
世帯数(世帯)	733	690	496	484	528
被保険者数(人)	739	693	496	486	528

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費
看 · 無	_	都基準による	_	補助金名等	等交付金

所管課

各総合支所区民課 国保年金課

概 要

出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料を減額する制度です。

内 容

出産被保険者の産前産後期間相当分に係る保険料の所得割額と均等割額を免除します。単胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の前月から出産予定月(又は出産月)の翌々月相当分、多胎妊娠の場合は出産予定月(又は出産月)の3か月前から出産予定月(又は出産月)の翌々月相当分が対象となります。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

開始時期

令和6年1月1日

実 績 表

保険料の年度別減額措置状況

年度	5	6
世帯数(世帯)	68	285
被保険者数(人)	68	285

 補助金等
 国負担割合
 都負担割合
 区負担割合

 イ
 ・無
 国基準による

 お基準による
 国基準による

補助金名等
産前産後保険料負担金

国民健康保険療業の終せ	 	_
国民健康保険療養の給付 	所 管課	国保年金課

被保険者が病気やけがをしたとき、病院や診療所などの保険医療機関等に「マイナンバーカード」を持参し、電子資格確認を受けるか、「資格確認書」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます。これを現物給付といいます。(令和6年12月2日から被保険者証の発行が終了しました。有効な被保険者証は、有効期限まで使用できます。)

内 容

- (1) 給付の内容
 - ① 診察
 - ② 薬剤又は治療材料の支給
 - ③ 処置、手術、その他の治療
 - ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
 - ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(2) 給付の割合

年齢	一部負担金の割合
70 歳以上	2割(現役並み所得者3割)
義務教育就学前	2 割
上記以外	3 割

根拠法令等

国民健康保険法

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実 績 表

P347~350を参照。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	斌	東京都国民健康保険保険給付費
看 · 無	_	都基準による	_	補助金名等	等交付金

 	元 经	各総合支所区民課
国民健康保険療養費	所管課	国保年金課

被保険者が現物給付としての療養の給付を受けられなかった場合に、後日、保険者から現金の支払いを受ける制度です。これを現金給付といいます。

内 容

- (1) 保険者が、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき。 (柔道整復、あんま、マッサージ、はり、きゅう、補装具、生血)
- (2) 緊急、その他やむを得ない理由により保険医療機関等以外の病院、薬局で診療等を受けたとき。
- (3) 緊急、その他やむを得ない理由によりマイナ保険証、被保険者証、資格確認書を提示しないで保険医療機関等において診療又は薬剤の支給を受けたとき。

根拠法令等

港区国民健康保険条例港区国民健康保険条例施行規則

実 績 表

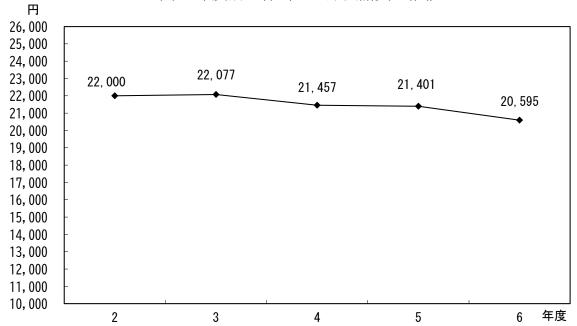
療養費の年度別給付状況

(単位 件数:件、金額:円)

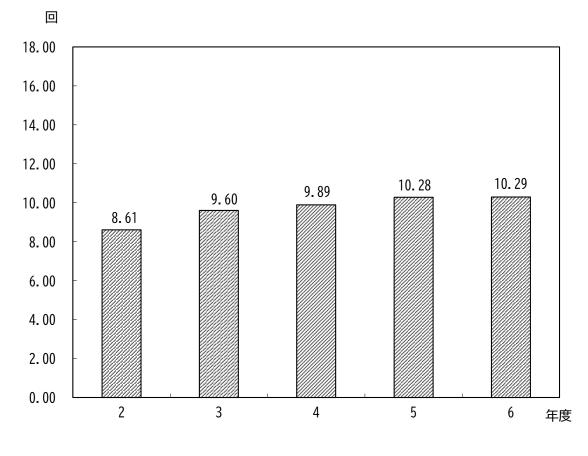
77.277		X/13/10 13 1/(1	(11 3/	11. 亚比 11/		
	件数			はり・きゅう			
年度		一般診療	柔道整復	あんま	補装具	生血	計
	金額			マッサージ			
2	件数	1,032	12,676	1,609	363	0	15,680
	金額	10, 299, 728	64, 867, 186	32, 204, 169	12, 138, 631	0	119, 509, 714
3	件数	1,257	12, 769	1,731	435	0	16, 192
3	金額	20, 077, 330	62, 588, 790	33, 140, 942	12, 431, 885	0	128, 238, 947
4	件数	1,074	12, 152	1,999	417	0	15, 642
4	金額	14,051,038	58, 457, 042	35, 534, 267	12, 802, 002	0	120, 844, 349
5	件数	1,332	11,569	2,093	381	0	15 , 375
9	金額	29, 497, 840	54, 953, 207	37, 568, 570	11,797,080	0	133, 816, 697
4	件数	1, 347	11,618	2,064	389	0	15, 418
6	金額	29, 157, 857	55, 862, 860	41, 310, 084	12, 803, 681	0	139, 134, 482

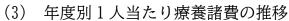
一般被保険者療養諸費の診療内容推移

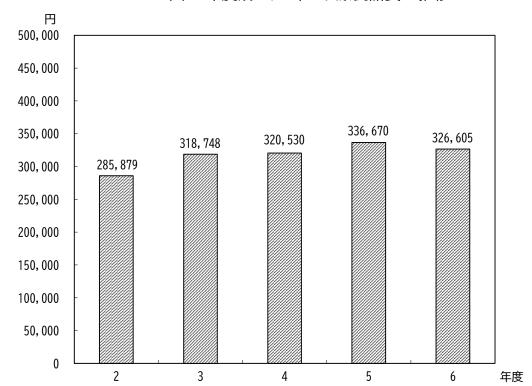
(1) 年度別1件当たり療養諸費の推移



(2) 年度別1人当たり受診回数の推移







診療報酬の審査及び支払手数料等件数

(単位:件)

110						1 1 1 1 1 1 1
区	年度 分	2	3	4	5	6
審	查手数料	693, 435	737, 373	746, 175	773, 431	770, 558
	療養費審査手数料	15,812	15,924	15,459	15, 200	15,057
	レセプト電算処理手数料	677,623	721,449	730,716	758, 231	755, 501
審	查支払手数料	677,624	721,449	730,716	758, 231	755, 501
処	理手数料	677,658	721,457	730, 748	758, 235	755, 501

ー般被保険者療養諸費の診療内容 (単位 件数:件、金額:千円) 区 分 件 数 金 額 数 件 数 金 額 件 金 額 6, 594, 152 療 療 入院外 349, 114 6,013,524 376, 104 382, 369 6,683,498 養 入 院 8,041 4, 691, 277 7,908 5,084,180 7,228 4,774,675 養 0) 歯 科 97,602 1, 275, 334 105, 170 1, 349, 953 105, 212 1, 360, 152 薬 剤 213,616 227, 529 233,873 給 2,614,941 2,661,635 2,685,414 諸 計 14, 595, 076 716, 711 728,682 15,503,740 付 668, 373 15, 689, 919 食事療養 \times (7, 166) 169,058 %(7,394)167, 592 %(6,714)150, 481 費 訪問看護 2,031 164, 913 2,408 199,004 2,685 207,030 療養費等 15,672 164, 786 16, 193 177, 299 15,642 167, 164 747,009 16,028,414 計 686,076 15,093,833 735, 312 | 16, 233, 815 合 年 度 5 6 区 件 数 件 数 分 金額 金額 療 入院外 393,687 6,695,700 386, 737 6, 310, 068 ※食事療養件数については 7,469 5,097,026 7,031 4, 732, 422 養 入 院 入院件数の再掲です。 歯 科 105, 274 1, 358, 414 103,012 養 0) 1, 333, 081 給 薬 剤 250,640 2,871,775 250,679 2, 796, 571 諸 付 計 757,070 16,022,914 747, 459 15, 172, 143 食事療養 \times (7, 036) 159,627 %(6,637)152, 768 費 訪問看護 2,834 223,076 3,065 255, 851 186, 175 15, 419 193,909 療養費等 15, 375 775, 279 16, 591, 793 765, 943 | 15, 774, 672 合 計

一般被保険者療養諸費の負担額

(単位:千円)

	区分	年度	2	3	4	5	6
	療	保険者負担	10, 786, 307	11,620,283	11,463,359	11,830,008	11, 213, 237
療	養の	被保険者負担	3,650,222	3,860,409	3,807,367	4,001,771	3, 836, 912
	給	他 法 負 担	492, 518	575,823	590, 526	573,839	530, 613
養	付	計	14, 929, 047	16,056,515	15,861,251	16, 405, 618	15, 580, 762
諸	療	保険者負担	119,488	128, 361	120,844	133, 817	139, 146
費	養	被保険者負担	45, 295	48,938	46,319	52,358	54,764
	費等	他 法 負 担	3	0	0	0	0
	7	計	164, 786	177, 299	167, 164	186, 175	193, 910
		合 計	15,093,833	16, 233, 815	16,028,414	16,591,793	15, 774, 672

退職	被保	険者療養諸	費の診療内	容		(単位 件数:何	牛、金額:千円)
		年 度 2			,	3	4	
		区 分	件数	金額	件数	金 額	件数	金額
療	療	入 院 外	1	2	0	0	0	0
///	養	入 院	0	-1	0	0	0	0
養	の	歯 科	3	35	0	0	0	0
	給	薬剤	7	71	0	0	0	0
諸	付	計	11	107	0	0	0	0
		食事療養	※ (0)	0	※ (0)	0	※ (0)	0
費		訪問看護	0	0	0	0	0	0
		療養費等	8	30	0	0	0	0
	É	合 計	19	137	0	0	0	0
		年 度		5		6		
		区 分	件数	金額	件数	金額		
療	療	入 院 外	0	0	-	_		
755	養	入 院	0	0	-	_	※食事療養4	‡数については
養	の	歯科	0	0	-	_) 再掲です。
	給	薬剤	0	0	-	_	7 (174) 1 3/4	>111 3 c >0
諸	付	計	0	0	-	_		
		食事療養	※ (0)	0	※ (-)	_		
費		訪問看護	0	0	-	_		
		療養費等	0	0	_	_		
	É	計	0	0	_	_		

退職被保険者療養諸費の負担額

(単位:千円)

	区分	年度	2	3	4	5	6
	療	保険者負担	75	0	0	0	_
療	養の	被保険者負担	32	0	0	0	_
	給	他 法 負 担	0	0	0	0	_
養	付	計	107	0	0	0	_
諸	, E	保険者負担	21	0	0	0	_
費	療養	被保険者負担	7	0	0	0	_
	費等	他 法 負 担	2	0	0	0	
	Þ	計	30	0	0	0	-
		合 計	137	0	0	0	_

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費
旬 · 無	-	都基準による	-	補助金名等	等交付金

国民健康保険その他の	医医经代

所管課

各総合支所区民課 国保年金課

概 要

国民健康保険療養の給付(現物給付)及び療養費(現金給付)のほか、その他の医療給付として、保険外併用療養費及び訪問看護療養費があります。これらについては、概念上は療養費ですが、診療報酬請求による現物給付により支給されます。

また、移送費については、後日、保険者からの現金の支払いを受ける現金給付の制度です。

内容

(1) 保険外併用療養費

保険給付として評価療養(高度の医療技術を用いた療養その他の療養であって、保険給付の対象とすべきものであるか否かについて評価を行うことが必要な療養)、患者申出療養(高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、保険給付の対象とすべきか否かについて評価を行うことが必要な療養)及び選定療養(被保険者の選定による特別の病室の提供その他の療養)について、それぞれ保険外併用療養費を支給します。評価療養、患者申出療養及び選定療養を病院で受けた場合、その療養自体は自費となりますが入院料・検査等の基礎部分で保険診療が受けられます。

(2) 訪問看護療養費

医師から訪問看護の必要を認められた在宅患者の人が、訪問看護ステーションから派遣された看護師等により、療養上の世話その他必要な診療上の補助を受けた場合に、費用の一部を支払うだけで残りを国保が負担します。

(3) 移送費

患者が移動困難であって、当該医療機関の設備では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院したときなどに申請し、国保が認めたときは、移送費が支給されます。

根拠法令等

港区国民健康保険条例港区国民健康保険条例施行規則

実 績 表

(1) 保険外併用療養費

P349 一般被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。 P350 退職被保険者療養諸費の診療内容表の療養の給付に含まれます。

(2) 訪問看護療養費

P349 一般被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。 P350 退職被保険者療養諸費の診療内容表の訪問看護に掲載しています。

(3) 移送費給付状況

年度区分	2	3	4	5	6
件数(件)	0	1	0	0	1
金額(円)	0	122, 190	0	0	10,890

補具	助金:	等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	埔	東京都国民健康保険保険給付費
衝	•	無	_	都基準による	_	補助金名等	等交付金

国民健康保険医療費の一部負担金の減額・	正答 罪	各総合支所区民課
免除と徴収猶予	川門官課	国保年金課

被保険者が災害や失業などの特別な理由で、生活が一時的に著しく困難になった場合に、医療費の一部負担金(自己負担分)を減額・免除又は徴収猶予します。

※入院時の食事代の自己負担分や、補装具等の療養費については、対象となりません。

内 容

(1) 要件

次のいずれかに該当したことによって生活が一時的に著しく困難になった場合に減額・免除又は徴収猶予できます。

- ① 震災等の災害により世帯主などが死亡したとき、又は資産に重大な損害等が 生じたとき。
- ② 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- ③ 事業又は業務に重大な損害を受けたとき。
- ④ その他上記に類する理由があるとき。

(2) 手 続

世帯主が申請します。受理の後調査、審査し、認定又は不認定の決定をし、申請者に通知します。

(3) 期間

減額・免除については、3か月以内です。ただし、再申請により、さらに3か月の範囲で認定できます。

徴収猶予については、6か月以内です。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険一部負担金の減免又は徴収猶予の事務取扱要綱

実 績 表

医療費の年度別一部負担金の減額・免除と徴収猶予状況 (単位 件数:件、金額:円)

年度	件数・金額	減額	免除	猶予	合計
9	件 数	0	35	0	35
2	金額	0	421,557	0	421,557
າ	件 数	0	6	0	6
J	金額	0	12,978	0	12,978
4	件 数	0	15	0	15
4	金額	0	152,361	0	152, 361
5	件 数	0	0	0	0
J	金額	0	0	0	0
6	件 数	0	0	0	0
0	金額	0	0	0	0

補助金等		備	考	
有・無		1/114	7	

国民健康保険高額療養費	7C.245=1H	各総合支所区民課
四戊健尿体院向积保食具 	所管課	国保年金課

医療機関等で国民健康保険の加入者の支払った金額(一部負担金)が、自己負担限度額 を超えた場合、超えた分を支給します。

内 容

(1) 自己負担限度額【70歳~74歳】(月額)

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)			
現役並みⅢ	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1%(※3)				
(課税所得690万円以上)	232,000 □ (
現役並みⅡ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%(※4)				
(課税所得380万円以上)	107,400 円* (秘区)	(其-330,000 口/ ~170(公4)			
現役並み I	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%(※5)				
(課税所得 145 万円以上)	00,100 □ (祕区烷頁=207,000 □) △170 (公3)				
一般	18,000円 (※6)	57,600円(※7)			
(課税所得145万円未満等)	(年間限度額 144,000 円)				
低所得Ⅱ (※1)	8,000円(※6)	24,600 円			
低所得 I (※2) 8,000円(※6) 15,000円		15,000 円			

- (※1)同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人が対象です(低所得 I 以外の人)。
- (※2)同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、各人の所得(年金所得は控除額を80万円として計算、給与所得は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)が0円となる人が対象です。
- (※3)過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の 限度額は、140,100円です。
- (※4)過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の 限度額は、93,000 円です。
- (※5)過去 12 か月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の 限度額は、44,400円です。
- (※6)年間(8月~翌年7月)の限度額は144,000円です。基準日(7月31日)時点で、所得区分が 一般及び低所得Ⅰ・Ⅱの人が対象です。
- (※7)過去 12 か月以内に外来+入院(世帯単位)の限度額を超えた支給が4回以上あった場合(多数回該当)は、4回目以降の限度額は44,400円です。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(月額)

	所得区分(賦課基準額)		年3回目までの限度額	年4回目以降
	ア	(901 万円超)	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1%	140,100円
イ	(600)	万円超~901万円以下)	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1%	93,000円
ウ	(210)	万円超~600万円以下)	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%	44,400円
	エ	(210 万円以下)	57,600 円	44,400 円
	オ (1	住民税非課税世帯)	35,400 円	24,600 円

(1)(2)共通

- ※70歳以上、70歳未満とも自己負担限度額は毎年8月診療分から所得判定年度が変更されます。
- ※非自発的失業者の保険料の軽減を受けた人は、給与所得を軽減して、自己負担限度額を計算します。

支給要件等

(1) 支給基準

同じ世帯の人が同じ月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、 その超えた額を支給します。一部負担金は、病院・診療所ごとに計算し(同じ病 院・診療所でも歯科は別計算)、入院・通院は、それぞれ別の病院・診療所として 扱います。

(2) 世帯合算

70 歳未満の場合、同一世帯で同じ月に 1 か月の一部負担金が 21,000 円以上の ものについて合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

70 歳以上の場合、一部負担金の金額にかかわらず合算し、自己負担限度額を超えた額を支給します。

(3) 高額療養費多数回該当

同一世帯で過去 12 か月以内に4回以上高額療養費に該当する場合、4回目以降の自己負担限度額を適用し、その超えた額を支給します。

(4) 高額療養費の現金給付

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

(5) 高額療養費の現物給付

「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示により、医療機関等の窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。

申請により、「限度額適用認定証(70歳未満の住民税課税世帯の人、70歳以上74歳未満で課税所得145万円以上690万円未満の住民税課税世帯の人)」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯の人)」を交付します(毎年8月更新)。「限度額適用認定証」等がなくても、オンラインで自己負担限度額を確認できる医療機関があります。

(6) 特定疾病の負担軽減

厚生労働大臣が指定した長期高額疾病(先天性血液凝固因子障害、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合、自己負担限度額は1か月10,000円(人工透析を要する70歳未満の所得区分ア・イの人は、20,000円)。保険者の認定する「特定疾病療養受療証」が必要です(2年ごと10月更新、70歳未満の人工透析が必要な慢性腎不全の人は毎年8月更新)。

(7) 入院時食事療養費·生活療養費

入院時の食事については、食事療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が食事療養費として負担します。また、療養病床に入院する 65 歳以上の人の生活療養に要した費用(食費・居住費)については、生活療養標準負担額を自己負担し、残りは国保が生活療養費として負担します。

住民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」 を交付し、食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額が減額されます。

※食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は、高額療養費の対象となりません。

(単位:円)

		標準負担額 (入院時食事代)	生活療養標 (65 歳	標準負担額 以上)	
		(1食)	食事代 (1 食)	居住費 (1日)	
一般(下記以外の人)		510	510		
住民税非課税世帯 (69歳まで)及び低	過去 12 か月の入院日数 が 90 日までの入院	240			
所得Ⅱの人(70歳~ 74歳)	過去 12 か月の入院日数 が 90 日を超える入院 (再 度申請が必要)	190	240	370	
低所得 I の人(70 歳	~74歳)	110	140		

[※]医療機関や疾病内容により減額される場合があります。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区国民健康保険条例施行規則

実 績 表

(1) 高額療養費支給状況

(単位 件数:件、金額:千円)

年度		2		3		4
件 区分	件 数	金額	件数	金額	件数	金額
一般被保険者	23,563	1,433,874	24, 474	1,554,318	23,383	1,449,544
退職被保険者等	0	0	0	0	0	0
計	23,563	1,433,874	24,474	1,554,318	23,383	1,449,544
年度		5	6			
件 区分	件 数	金額	件数	金額		
一般被保険者	26,060	1,660,934	23, 751	1, 525, 686		
退職被保険者等	0	0	ı			
計	26,060	1,660,934	23, 751	1, 525, 686		

(2) 「特定疾病療養受療証」の発行状況《該当者数》

年 度	2	3	4	5	6	
人 数	136	126	121	117	111	

(3) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況 (70 歳未満) (単位:件)

747411147					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
年度 区分	2	3	4	5	6
ア	112	115	132	108	97
1	56	53	59	44	44
ウ	319	301	259	220	189
工	725	719	663	609	485
才	982	1,053	1,044	998	912

(4) 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の発行状況 (70 歳以上 75 歳未満) (単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
現役並みⅡ	32	29	34	20	13
現役並み I	98	96	87	63	42
低 所 得Ⅱ	532	528	540	515	470
低所得I	272	299	288	272	241

補助金等
(す)・無国負担割合
ー都負担割合
・ 無区負担割合
・ 本
・ 本
・

国民健康保険高額介護合算療養費	 	_
国民健康保険高額介護合算療養費	川官硃	国保年金課

概 要

国民健康保険の世帯に介護保険の受給者が存在する場合に、8月1日から翌年7月 31日までの1年間で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が自己負担限度額 を超えた場合、高額介護合算療養費を支給します。

内容

(1) 自己負担限度額【70歳~74歳】(年額)(表1)

所得区分	自己負担限度額
現役並みⅢ(課税所得 690 万円以上)	212 万円
現役並みⅡ(課税所得380万円以上)	141 万円
現役並みⅠ(課税所得145万円以上)	67 万円
一 般(課税所得 145 万円未満等)	56 万円
低所得Ⅱ(住民税非課税世帯)	31 万円
低所得 I (住民税非課税で所得が一定以下)	19 万円(※)

[※]介護保険サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円になります。

(2) 自己負担限度額【70歳未満】(年額)(表2)

所得区分(賦課基準額)	自己負担限度額
ア (901 万円超)	212 万円
イ (600 万円超~901 万円以下)	141 万円
ウ (210 万円超~600 万円以下)	67 万円
エ (210 万円以下)	60 万円
才(住民税非課税世帯)	34 万円

支給要件等

世帯主の申請に基づいて、保険者が現金をもって支払う償還払です。

高額療養費と同様、70歳~74歳の人は全ての一部負担金が、70歳未満の人については21,000円以上の一部負担金が合算対象となります。

高額療養費又は高額介護サービス費が支給されている場合、計算期間に生じた医療保険又は介護保険の一部負担金額から、高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額に相当する額を差し引いた額が自己負担となります。

当該世帯に 70 歳~74 歳の人と 70 歳未満の人が混在する場合には、まず 70 歳~74 歳の人の自己負担の合算額に、表 1 の区分の自己負担限度額が適用された後、なお残る負担額と、70 歳未満の人の自己負担の合算額とを合算した額に、表 2 の区分の自己負担限度額が適用されます。

根拠法令等

港区国民健康保険条例港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実績表

高額介護合算療養費支給状況

(単位 件数:件、金額:円)

								-			
	年度		2	3		4		5		6	
区	分	件数	金額								
-	·般被保険者	38	1,569,531	45	1,284,710	49	1,376,682	40	1,706,826	58	1, 977, 825
退	土職被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	計	38	1,569,531	45	1,284,710	49	1,376,682	40	1,706,826	58	1, 977, 825

補助金等国負担割合都負担割合区負担割合東京都国民健康保険保険給付費イ ・ 無-都基準による-

国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給

所管課

各総合支所区民課 国保年金課

概 要

国民健康保険加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。 また、加入者が死亡した場合、葬祭費を支給します。

内 容

(1) 出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したとき、出生児1人につき、令和5年4月1日以降に出産した場合は50万円、令和5年3月31日までに出産した場合は42万円を支給します。直接支払制度(入院時に医療機関等で手続きを行うことで、出産育児一時金を国民健康保険から直接医療機関等へ支払う制度)を利用すれば、出産した人は医療機関等へ出産育児一時金を差し引いた額の支払いで済みます。

妊娠4か月(85日)以上であれば、死産・流産(この場合は医師の証明が必要)でも支給します。

(2) 葬祭費

国民健康保険に加入している人が死亡したとき、その人の葬儀を行った人に葬祭 費7万円を支給します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

昭和34年12月

実 績 表

年度別支給状況

(単位 件数:件、金額:万円)

年度		2		3		4		5		6
区分	件数	金額								
出産育児一時金給付	295	12,676	276	11,640	244	10,412	280	13,842	275	13,734
葬祭費給付	187	1,309	176	1,232	193	1,351	180	1,260	164	1, 148

補助金等 有 · 無		備考	

国民健康保険結核・	. 特油医療終付金
141151]建康1末1次61次(,有种法独称小玩

所管課

各総合支所区民課 国保年金課

概 要

結核医療(一般)については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第37条の2)の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税が非課税(18歳未満のときは世帯主の住民税が非課税)の場合、申請により「結核医療給付金受給者証」を交付し、自己負担相当額を支給します。

精神通院医療については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第54条)の適用を受けている国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の場合、申請により「国保受給者証(精神通院)」を交付し、自己負担相当額を支給します。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

港区結核・精神医療給付金の支給に関する規則

開始時期

平成7年7月

実 績 表

(1) 受給者証交付

(単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
結核医療給付金受給者証	5	1	4	0	3
国保受給者証(精神通院)	677	858	1,037	1,075	1,058

(2) 結核・精神医療給付金

医分 年原	芝 2	3	4	5	6
件数(件	10,993	11,557	12, 150	11,883	12, 424
支 給 額(円) 12,558,075	12, 731, 357	13, 512, 060	13, 439, 330	13, 605, 949

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費
旬 ・無	_	都基準による	_	補助金名等	等交付金

性中海电影木	 	_
特定健康診 賞 	川官硃	国保年金課

概 要

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健康診査で、生活習慣病の予防と早期発見のために港区(保険者)が実施します。

内 容

(1) 対象者

実施年度の4月1日における国民健康保険加入者で、当該年度において 40 歳 以上健診受診日現在75歳未満の人

(2) 実施期間

毎年7月1日から11月30日まで

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施期間を8月1日から11月30日までに変更しました。

(3) 実施場所

港区医師会所属の健康診査実施医療機関

(4) 実施方法

「特定健康診査受診券」「質問票」「健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記(1)の対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で健診日を予約し、同封の書類の外に「マイナ保険証」「国民健康保険被保険者証」「資格確認書」のうち一つを持参の上、受診します。

- (5) 検査項目
 - ① 基本的な健診(必須項目)・・・全員に行います。
 - ア 問診等
 - イ 血中脂質検査
 - ウ 血糖検査
 - エ 肝機能検査
 - 才 尿検査
 - ② 詳細な健診・・・医師が必要とした人に行います。
 - ア 貧血検査
 - イ 心電図検査
 - ウ 眼底検査
 - 工 胸部X線検査
 - オ 血清クレアチニン検査
- (6) 結果の説明

健診結果は、受診医療機関が受診者に説明します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱

開始時期

平成20年7月1日

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費
イ ・ 無	1/3	1/3	1/3	畑 即並 石 守	等交付金

令和6年度 特定健康診査実施状況

			受記	参者	検査	結果		尿検査	
	年齢階層	性別	基本検査	詳細な検 査及び区 独自検査	異常なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
令和6	左 莊	男	3,985	3,976	279	3,706	244	307	213
特定健康記		女	7,356	7,304	913	6,443	201	165	961
197CICIACII		計	11,341	11,280	1,192	10, 149	445	472	1,174
		男	292	290	35	257	12	4	10
	40~44歳	女	646	633	223	423	25	12	70
		計	938	923	258	680	37	16	80
		男	344	343	38	306	15	14	16
	45~49歳	女	672	664	152	520	16	11	92
		計	1,016	1,007	190	826	31	25	108
		男	458	455	55	403	23	19	20
	50~54歳	女	869	859	151	718	22	8	113
		計	1,327	1,314	206	1, 121	45	27	133
		男	461	460	38	423	23	37	25
国民健康保険	55~59歳	女	926	916	124	802	28	12	105
		計	1,387	1,376	162	1,225	51	49	130
		男	641	640	36	605	35	45	21
	60~64歳	女	1,004	994	78	926	14	21	111
		計	1,645	1,634	114	1,531	49	66	132
		男	745	744	46	699	47	77	54
	65~69歳	女	1,273	1,272	84	1,189	36	34	176
		計	2,018	2,016	130	1,888	83	111	230
		男	1,044	1,044	31	1,013	89	111	67
	70~74歳	女	1,966	1,966	101	1,865	60	67	294
		計	3,010	3,010	132	2,878	149	178	361

参考資料

令和6年度		受討	参者	検査	結果		尿核	食査		
後期高齢者医療制度 (長寿医療制度) の基本	性別	基本検査	詳細な検 査及び区 独自検査	異常なし	有所見者	蛋白陽性	上 糖	陽性	潜血	陽性
健診	男	3, 206	3,206	89	3, 117	37	5	348		336
	女	5,966	5,966	226	5,740	44	8	284		1,008
	計	9, 172	9,172	315	8,857	82	3	632		1,344

令和6年度 港区の特定健康診査実	施率	39.8%			
特定健康診査対象者数	30,610	特定健康診査実施者数	11,341		
年度途中における資格喪失者数	△ 3,862	実施者数の内、年度途中における資格喪失者数	△ 686		
計	26, 748	計	10,655		

(単位:人)

			所	見内容	字 (延 娄	女)			日広・ブベ
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血 症	その他
1,735	824	1,559	1,038	457	954	1,085	2, 459	824	1,171
2,020	1,220	2,329	1,088	831	1,817	919	4, 474	171	2,275
3,755	2,044	3,888	2, 126	1,288	2,771	2,004	6,933	995	3,446
54	33	45	90	15	24	77	170	63	63
48	70	61	56	95	82	53	203	4	128
102	103	106	146	110	106	130	373	67	191
92	45	86	111	27	51	104	199	73	85
59	72	109	84	92	116	71	293	6	164
151	117	195	195	119	167	175	492	79	249
131	75	136	152	27	68	128	292	99	117
133	118	188	127	123	162	116	434	25	225
264	193	324	279	150	230	244	726	124	342
168	72	175	122	44	92	146	293	96	129
190	126	267	163	92	199	129	586	25	277
358	198	442	285	136	291	275	879	121	406
301	102	244	175	72	169	187	422	148	198
266	178	333	169	90	252	118	670	29	331
567	280	577	344	162	421	305	1,092	177	529
384	196	322	178	93	201	195	446	143	218
449	237	521	207	114	351	163	877	46	424
833	433	843	385	207	552	358	1,323	189	642
605	301	551	210	179	349	248	637	202	361
875	419	850	282	225	655	269	1,411	36	726
1,480	720	1,401	492	404	1,004	517	2,048	238	1,087

(単位:人)

所 見 内 容 (延 数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能 障 害	肥満	高脂血症	高尿酸血 症	その他
1,969	1,271	1,794	516	930	1,404	618	1,804	584	1,068
3,488	2,040	2,764	695	1,299	2,508	871	3,761	267	2,303
5, 457	3,311	4,558	1,211	2, 229	3,912	1,489	5, 565	851	3,371

メタボ判定	(単位 人)
特定健康診査実施者数	11, 341
メタボ基準該当者	1,555
メタボ予備群該当者	1, 133
メタボ非該当者	8, 649

※メタボの判定方法については、メタボリックシンドローム 判定基準により医師が判断しています。

 特定保健指導	武祭 尹	_
付足体链拍 等	川官硃	国保年金課

概要

特定健康診査(メタボリックシンドロームに着目した健康診査)を受診した結果、生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対して、保健指導を実施します。

内 容

(1) 対象者

特定健康診査を受診した人の中で、以下の基準により生活習慣の改善の必要性があると判定された「動機付け支援」及び「積極的支援」対象者

特定保健指導のグループわけ

ステッ	プ 1			
Α	腹囲	男性	85cm以上	
A	版出	女性	90cm以上	
	腹囲	男性	85cm未満	
В	版出	女性	90cm未満	
Б	かつ〕	B M I が 25	以上の人	
С	AにもBにも当てはまらない人			
		<u> </u>		

7	ステップ 2
(1)	空腹時血糖値 100mg/dl以上又は
1)	HbAlc5.6%以上
(2)	中 性 脂 肪 150mg/dl以上又は
	HDL(善玉)コレステロール40mg/dl未満
(3)	収 縮 期 血 圧 130mmHg以上又は
(a)	拡 張 期 血 圧 85mmHg以上
<u>(4)</u>	現在たばこを習慣的に吸っていて、
•	①~③の項目に1つでも該当している

ステップ1とステップ2の結果を表にあてはめます ステップ3 ステ 2 健 診 結 果 3つ以上 2つ あてはまる 1つ あてはまる あてはまる あてはまる 項目なし 積極的支援 積極的支援 動機付け支援 情報提供 ステップ1 積極的支援 動機付け支援 動機付け支援 情報提供 В (腹囲) С 情報提供 情報提供 情報提供 情報提供

- ※65歳~74歳の人は、積極的支援のグループに該当しても、動機付け支援となります。
- ※医療機関で糖尿病・高血圧・脂質異常で薬剤治療を受けている人は、特定保健指導の対象外 になります。
- ※医師の判断等で、判定が変わることがあります。
- ※「情報提供」は、特定健康診査の受診者全員に行われます。
- (2) 実施時期

毎年11月開始

- (3) 実施場所区有施設等
- (4) 実施内容

保健師や管理栄養士などの専門家が、生活習慣を改善するために必要な事柄について面談を行います。その後、電話や手紙等によって支援を行い、3か月又は6か月後にはどの程度達成ができたのかをアンケート等で評価をします。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第24条 港区国民健康保険特定保健指導事業実施要綱

開始時期

平成 20 年 10 月

実 績 表

特定保健指導実施状況

区分	年 度	2	3	4	5	6
	対象者	371	472	356	382	363
積極的支援	初回面談 終了者	31	28	59	33	50
	最終終了者	28	21	42	23	*
	対象者	866	939	719	772	734
動機付け支援	初回面談 終了者	124	117	130	116	158
	最終終了者	123	116	138	114	*
対象者計(A)		1,237	1,411	1,075	1, 154	1, 097
最終終了者計(B)		151	137	180	137	*
特定保健指導実施		12.2%	9.7%	16.7%	11.9%	*

[※]令和6年度特定保健指導の最終終了者及び実施率は、特定保健指導実施期間が3か月又は6か月であり作成日現在未確定のため掲載していません。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費
衛・無	1/3	1/3	1/3	祖的亚口子	等交付金

糖尿病等重症化予防事業 所管課 国保年金課

概 要

国民健康保険被保険者(40歳から75歳未満)に関する糖尿病等重症化予防事業を実施 します。

内 容

早期の段階で糖尿病性腎症を発見し、治療等につなげていくことで、人工透析への移 行を防止し、国民健康保険被保険者の健康寿命の延伸と医療費の抑制につなげます。

(1) 微量アルブミン尿検査

前年度の特定健康診査において、HbAlc 及び尿蛋白の結果が区設定の基準に該当する方を対象に、微量アルブミン尿検査の受診券をお送りし、区内指定医療機関で微量アルブミン尿検査を実施します。

(2) 糖尿病性腎症重症化予防に係る保健指導

微量アルブミン尿検査の結果、区指定の専門医療機関で精密検査を受診した方の うち、専門医が必要と認める方に対し、専門職(保健師、管理栄養士等)による保 健指導を実施します。

根拠法令等

糖尿病性腎症重症化予防プログラム(国) 東京都糖尿病性腎症重症化予防プログラム

開始時期

令和3年7月

実 績 表

① 微量アルブミン尿検査

(単位:人)

区分	年度	3	4	5	6
対象者		488	507	453	443
実施者		264	254	227	215
実施率		54.1%	50.1%	50.1%	48.5%

② 保健指導実施状況

年度 区分	3	4	5	6
対象者	72	61	47	55
初回面談終了者	5	1	1	2
最終終了者	5	1	1	1
保健指導実施率	6.9%	1.6%	2.1%	1.8%

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	浦 助 仝 夕笙	東京都国民健康保険保険給付
金 ・ 無	_	都基準による	_	補助金名等	費等交付金

国民健康保険の保健事業 所管課 国保年金課 国保年金課

概 要

被保険者の健康保持増進を目的として、各事業を実施します。

1 無料健康相談

内 容

被保険者の健康維持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期 間 6月1日~6月30日、11月1日~12月31日 ※令和2年度は11月~12月のみ実施

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実 績 表

年度別相談件数

年	度	2	3	4	5	6
種別	内科	42	97	125	224	310
及び	歯科	130	206	218	210	178
人数	薬局	49	80	58	35	34

2 保養施設

内 容

被保険者の健康維持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

根拠法令等

港区国民健康保険条例

開始時期

夏季保養施設 昭和55年7月

実 績 表

夏季保養施設の利用状況

(単位 件数:件、延人数:人)

2 1 N 12/1		(十位					
区分			宿泊施設				
所在地	1	静岡県・信	#豆の国市	神奈川県·	湯河原町		
借上げ施	z ≒几	ホテノ	レ天坊	おんや	らど惠		
1日土り加	巴拉	5 人×	2 部屋	5人×	2 部屋		
開設期	間	슦	和6年7月24日~	9月1日(40日間)			
利用料金	수	大	大人(1泊2食・サービス料・消費税込)				
个17日本社	並		7,150円(※1)	小人料金等あり			
	年度	件数	延人数	件数	延人数		
	2	26	74	34	81		
利用実績	3						
(※2)	4	29	74	30	78		
	5	31	78	25	68		
	6	35	109	39	106		

- (※1)令和2年度から、利用料金を変更しました。
- (※2)令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、中止しました。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費
衛・無	_	都基準による	_	畑の玉石や	等交付金

豆豆炒肉炒肉炒菜炒	 	各総合支所区民課
国民健康保険高齢受給者証	川官硃	国保年金課

概 要

国民健康保険の被保険者が満70歳になると、国民健康保険高齢受給者証が交付され、保険医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合が2割又は一定以上の所得を有する人は3割になります。医療機関を受診するときは、「マイナンバーカード」を持参し、電子資格確認を受けるか、「被保険者証」又は「資格確認書」と「高齢受給者証」を併せて提示し、自己負担額を支払います。(令和6年12月2日から被保険者証は廃止され、資格確認書を交付しています。)

内 容

(1) 対象者

国民健康保険に加入している70歳~74歳の人。

70歳の誕生月の翌月1日から適用されます。ただし、1日生まれの人は誕生月から適用されます。

(2) 一部負担金の割合の判定

	判定基準	自己負担割合
現役並み所得者	本人及び同一世帯に 70 歳~74 歳の国保被保険者 で住民税課税所得が 145 万円以上の人がいる人	3割(※)
一般	上記以外の人	2 割

- ※本人及び同一世帯の 70 歳~74 歳の国保被保険者の賦課基準額 (P359 参照) の合計額が 210 万円 以下であれば2割となります。
- ※上記判定基準により3割(現役並み所得者)と判定されても、収入金額が下記の条件を満たす場合は申請により2割となります。(港区で収入金額が確認できる場合は申請不要です。)
 - ●本人及び同一世帯において、70歳~74歳の国保被保険者が
 - ・1人で、年間の総収入が383万円未満
 - ・2人以上で、合計した年間の総収入が520万円未満
 - ・同一世帯の 70 歳~74 歳の国保被保険者と、国保から後期高齢者医療制度に移行した人 の合計した年間の総収入が 520 万円未満
 - ※8月~12月は前年の、1月~7月は前々年の収入金額が適用されます。

根拠法令等

国民健康保険法

開始時期

平成 14 年 10 月

補助金等 有 · 無	備考
---------------	----

佐藤豊富工ル		_
医療質適止化 	所管課	国保年金課

1 ジェネリック医薬品差額通知

概 要

現在、服用している医薬品を後発医薬品(ジェネリック医薬品)に切り替えることにより薬価に係る自己負担額が一定以上軽減されると見込まれる人に、切り替えた場合の自己負担額の差額を通知します。被保険者の負担軽減と医療費保険財政の改善を図ります。

内 容

ジェネリック医薬品差額通知 年3回 7月、10月、2月発送

開始時期

平成26年7月1日

実 績 表

通知書送付数 (単位:件)

<u> </u>					(112 117
年度区分	2	3	4	5	6
7月発送	2, 325	1,982	2,307	2,026	1, 763
10 月発送	2,556	2,269	2,033	2, 175	1,554
2 月発送	1,921	2,385	2, 117	2, 130	1, 154
合計	6,802	6,636	6,457	6,331	4, 471

2 医療費通知

既 安

被保険者に健康に対する認識を深めてもらい、あわせて国民健康保険事業の健全な 運営の一助とするために、医療費の通知を行います。

内 容

前々年の11月~前年の10月までの診療費について、毎年2月に被保険者宛てに通知しています。

開始時期

昭和55年7月

根拠法令等

港区国民健康保険医療費通知実施要領

実績 表

通知書送付数 (単位:件)

年度	2	3	4	5	6
発送件数	42, 429	41, 100	40,269	39,970	38, 971

3 重複頻回受診等対策

概 要

重複受診、頻回受診及び重複・多剤服薬等の傾向にある被保険者及びその家族に対し、保健師・管理栄養士・薬剤師が電話または訪問し、療養上の日常生活及び受診並びに服薬に関わる相談及び指導・助言を行うことにより、被保険者の健康の保持・増進と医療機関への適正な受診を促し、医療費の適正化を図ります。

内 容

案内文、意向確認、重複服薬・多剤服薬者に服薬通知を送付し、希望者について健 康相談を実施します。

開始時期

平成31年4月1日

実績表 (単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
発送件数	46	116	111	100	100
相談件数	7	11	4	14	3

[※]令和5年度から服薬通知も送付を開始しました。

4 残薬調整啓発事業

概要

港区薬剤師会の協力のもと、残薬バッグを配付します。

内 容

自宅にある残薬を薬局等に持参してもらい、服薬管理を行います。

開始時期

令和2年10月1日

実績表 (単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
配付薬局数	115	117	119	120	124

^{※1}薬局につき 100 枚配付します。

※後期高齢者医療制度加入者への配付分を含みます。

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助全夕等	東京都国民健康保険保険給付費
旬 · 無	国基準による	都基準による	_	補助金名等	等交付金

国民健康保険傷病手当金	 	_
	川官硃	国保年金課

概 要

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に傷病手当金を支給します。

内 容

国民健康保険に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した 又は発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができない人に 対し傷病手当金を支給します。※適用期間は令和2年1月1日から令和5年5月7日 までです。

根拠法令等

港区国民健康保険条例港区国民健康保険条例施行規則

開始時期

令和2年4月24日

実 績 表

年度区分	2	3	4	5	6
支給件数(件)	12	31	93	8	3
支給金額(円)	5, 979, 222	3, 454, 938	4, 553, 285	234, 270	155, 043

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	東京都国民健康保険保険給付費
 金 無	10/10	_	_	畑	等交付金

後期高齢者医療制度(長寿医療制度)

所管課

各総合支所区民課 国保年金課

概 要

国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、 平成20年4月から新たな高齢者医療制度が創設されました。高齢期における健康の保持 増進を図るとともに、高齢世代一人ひとりが被保険者として保険料を負担することによ り、現役世代との医療費を公平に負担し、適切な医療を受けられるようにすることを目 的としています。

後期高齢者医療制度の事務処理については、都道府県の区域ごとに全ての区市町村が加入する広域連合が行います。東京都では、東京都後期高齢者医療広域連合(以下「都広域連合」といいます。)が運営主体になり、都内 62 区市町村が加入しています。区は、都広域連合と連携し、窓口での各種申請・届出の受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、保健事業等の事務を行います。

被保険者証は、令和6年12月2日以降は新規の発行をしないため、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることが出来ない状況にある被保険者には資格確認書を交付することとなりました。

後期高齢者医療制度の運営の仕組み

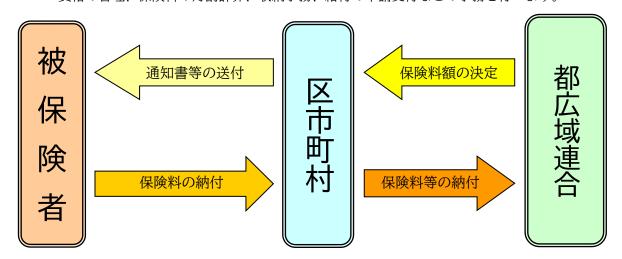
- 都広域連合が運営主体となり、区市町村と事務を分担して運営します。被保険者と接する窓口 業務等は、主に区市町村が担っています。
- 財源は、患者負担を除き、公費(約5割)、現役世代からの支援(約4割)、被保険者の保険料 (約1割)で構成します。
- 現役世代からの支援は、国民健康保険、被用者保険の加入者数及び被用者保険の標準報酬総額 に応じた支援とします。

財源の構成

公費(約5割) 【 国:都:区 = 4:1:1 】 患者 負担 高齢者の保険料(約1割) 後期高齢者支援金(若年者の保険料)(約4割) 口座振替 医療保険者 社会保険診療 銀行振込 健保組合、国保等 報酬支払基金 年金天引き 各医療保険(健保、国保等)の被保険者 被保険者 (0~74歳) (75 歳以上)

都広域連合と区市町村の役割

- 都広域連合の役割 被保険者の認定や保険料・給付の決定など制度の運営全般を行います。
- 区市町村の役割 資格の管理、保険料の月割計算、収納事務、給付の申請受付などの事務を行います。



1 被保険者

内 容

(1) 被保険者の範囲

港区内に住所のある 75 歳以上の人(3か月以上の在留期間がある外国人も含みます。)

また、65 歳以上 75 歳未満で一定の障害がある場合は、都広域連合に申請し認 定された人も対象になります。なお、道府県に転出した場合でも、新住所が特別 養護老人ホーム等である場合は、住所地特例に該当し、引き続き被保険者となり ます。ただし、生活保護受給者は被保険者になりません。

(2) 自己負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担金の割合は1割、2割又は3割です。

一部負担金の割合は、前年の所得が確定した毎年8月1日に見直します。

負担割合	条件
	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課
1 割	税所得がいずれも 28 万円未満の場合又は下記①に該当す
	るが②には該当しない場合
	以下の①②の両方に該当する場合
	①同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税
o #1	課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の人がいる
2 割	②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が
	・被保険者が1人・・・・・・・・・200 万円以上
	・被保険者が2人以上 ・・・・・・合計 320 万円以上
o	同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者の中に住民税課
3 割	税所得が 145 万円以上の人がいる場合

住民税非課税世帯の人は、上記に関わらず1割負担となります。

- ※昭和 20 年1月2日以降生まれの後期高齢者医療被保険者の場合、本人と同世帯の後期高齢者医療被保険者との賦課のもととなる所得の合計額が、210 万円以下であれば1割又は2割になります。
- ※住民税課税所得が145万円以上で負担割合が3割と判定されても、収入額が以下の条件を満たすと、1割又は2割になります。
 - ・被保険者が1人の世帯は前年の収入が383万円未満、又は同一世帯の70歳以上75歳未満の人の前年の収入を合算して520万円未満の場合です。
 - ・被保険者が複数の世帯は前年の収入を合算して520万円未満の場合です。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 港区後期高齢者医療に関する条例 港区後期高齢者医療に関する条例施行規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実 績 表

被保険者数

(単位:人)

年度	被保険者数		負担割合内訳	
十戊	※カッコ内は障害認定(再掲)	1割	2 割	3割
2	22,230 (88)	16,043		6,187
3	22,864 (80)	16,550		6,314
4	23,781 (78)	12,683	4,370	6,728
5	24,652 (73)	13,089	4,462	7,100
6	25, 392 (71)	13, 207	4, 598	7, 587

負担区分が未判定の被保険者については、負担区分割合別の人数に集計されません。

2 保険料

(1) 賦 課

保険料は前年の所得に応じて各被保険者が負担します。

保険料額の決定は都広域連合が行い、月割計算や特別徴収と普通徴収の振分け、 保険料通知の発送等は区が行います。

保険料(令和7年度)

・年間保険料:均等割額(47,300円)+所得割額(賦課のもととなる所得金額×9.67%)

・賦課限度額:800,000円 ・確定賦課日:7月1日

(2) 軽減措置と激変緩和措置

- ア 被保険者本人及び世帯主の前年の所得に応じ保険料の所得割額・均等割額が 軽減されます。
- イ 後期高齢者医療制度の加入前日まで被用者保険の被扶養者だった人は、制度 加入から2年を経過する月まで保険料が軽減されます。

(3) 減額·免除

災害や特別の事情により、著しくその生活が困難になり、保険料の納付ができなくなった場合、申請により減額又は免除します。ただし、一定の要件があります。

(4) 保険料の徴収

ア 保険料の納付方法

介護保険料と同様に、原則として年金からの天引き(特別徴収)になります。 ただし、年金の年額が 18 万円未満の場合や後期高齢者医療保険料と介護保 険料の合算額が年金受給額の1/2を超える場合等は、納付書や口座振替で納 めていただく普通徴収になります。また、特別徴収中止の申し出をした場合は、 口座振替による普通徴収になります。

イ納期

毎月末日

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 港区後期高齢者医療に関する条例

実 績 表 保険料調定収納状況

年度	区分	調定額(円)	収納額 (円)	還付未済額 (円)	不納欠損額(円)	未収額 (円)	収納率 (%)
	現年分	3,541,623,100	100 3, 491, 177, 700 4, 319, 100		0	50, 445, 400	98.58
2	特別徴収	739, 097, 000	739, 097, 000	2,950,700	0	0	100.00
۷	普通徴収	2, 802, 526, 100	2, 752, 080, 700	1,368,400	0	50, 445, 400	98.20
	滞納繰越分	97, 525, 400	35, 208, 300	26, 200	26,891,600	35, 425, 500	36.10
	現年分	3,560,391,000	3,500,384,800	4,671,800	0	60,006,200	98.31
3	特別徴収	742, 737, 800	742, 737, 800	2,988,500	0	0	100.00
3	普通徴収	2,817,653,200	2,757,647,000	1,683,300	0	60,006,200	97.87
	滞納繰越分	85, 933, 000	22, 032, 800	47, 100	26,643,900	37, 256, 300	25.64
	現年分	3, 993, 394, 100	3, 926, 645, 650	4,927,800	6,700,900	60,047,550	98.33
4	特別徴収	788, 575, 200	788, 575, 200	2,948,000	0	0	100.00
4	普通徴収	3, 204, 818, 900	3, 138, 070, 450	1,979,800	6,700,900	60,047,550	97.92
	滞納繰越分	96, 854, 900	35, 093, 800	44,900	38, 579, 100	23, 182, 000	36.23
	現年分	4, 171, 387, 600	4, 100, 933, 500	5, 467, 100	0	70, 454, 100	98.31
5	特別徴収	802, 417, 600	802, 417, 600	3,612,600	0	0	100.00
Э	普通徴収	3, 368, 970, 000	3, 298, 515, 900	1,854,500	0	70, 454, 100	97.91
	滞納繰越分	81,835,850	30, 007, 250	177,900	14, 445, 700	37, 382, 900	36.67
	現年分	4, 725, 233, 200	4, 643, 121, 800	5, 411, 400	0	82, 111, 400	98. 26
	特別徴収	847, 306, 400	847, 306, 400	3, 262, 200	0	0	100.00
6	普通徴収	3, 877, 926, 800	3, 795, 815, 400	2,149,200	0	82, 111, 400	97. 88
	滞納繰越分	111, 060, 300	39, 011, 600	138,000	26, 808, 700	45, 240, 000	35. 13

[※]収納額は還付未済額を除いた数値です。

保険料均等割額軽減の状況

各年度5月末現在(単位:人)

P1412C1 1 3 3 11312C1 ± 177 2 1770					(1 134) (7
軽減区分	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
7割軽減	4, 177	8,000	8,342	8,592	8, 565
8.5 割軽減					
7.75 割軽減	3,602				
5割軽減	1,485	1,572	1,692	1,787	1,860
2割軽減	1,376	1,446	1,545	1,681	1, 773
被用者保険の被扶養者5割軽減	139	150	158	169	155
合計	10,779	11,168	11,737	12, 229	12, 353

[※]被用者保険の被扶養者でも低所得による均等割額の軽減に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されるため、軽減割合の高い区分にカウントされています。

3 医療給付

内 容

被保険者が病気やけがをしたとき、医療機関や薬局などの窓口に「マイナ保険証 (健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)」、「被保険者証」又は「資格 確認書」を提示し、一部負担金を支払うことで療養の給付が受けられます。

被保険者証は、令和6年12月2日以降、新規の発行が終了しましたが、令和8年7月31日までマイナ保険証の保有状況にかかわらず被保険者には資格確認書を発行することになりました。

給付に関しては、都広域連合が行います。補装具や海外療養費等の現金給付についても、申請は区で受付け、後日都広域連合から支給されます。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

(1) 特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する特定疾病(先天性血液凝固因子障害の一部、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症)の場合、「特定疾病療養受療証」の交付を受けると1つの医療機関につき自己負担限度額(月額)が1万円になります。

(2) 限度額適用・標準負担額減額認定証

非課税世帯の被保険者は、申請すると入院の際に食事代の減額と保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

令和6年12月2日以降、限度額適用・標準負担額減額認定証の新規交付は終了 しました。新規に認定を申請する場合、限度額区分を記載した資格確認書を交付 します。

一般病床に入院したときの標準負担額(一食あたりの食事代)

現役	460円 (510円)	
低所得Ⅱ	90 日以内の入院 (過去 12 か月の入院日数)	210円 (240円)
1677月44日	90 日を超える入院 (過去 12 か月の入院日数)	160円 (190円)
	100円 (110円)	

- ※低所得Ⅱは世帯の全員が住民税非課税である人のうち、低所得Ⅰに該当しない人です。
- ※低所得 I は世帯の全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の人及び老齢福祉年金受給者です。
- ※()内の金額は令和7年4月1日以降の金額です。

(3) 限度額適用認定証

負担割合が3割の人の内、平成30年8月から同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の人は、申請すると保険適用の医療費の自己負担限度額が適用される「限度額適用認定証」の交付を受けることができます。

令和6年12月2日以降、限度額適用認定証の新規交付は終了しました。新規 に認定を申請する場合は、限度額区分を記載した資格確認書を交付します。

実 績 表

特定疾病療養受療証の交付状況

(単位:件)

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
交付件数	46	31	41	41	45

限度額適用・標準負担額減額認定証の交付状況

年度	2	3	4	5	6
交付件数	6,476	6,496	6,432	6,071	5, 658

限度額適用認定証の交付状況

(単位:件)

年度	2	3	4	5	6
交付件数	588	759	804	836	788

[※]令和6年12月2日以降、限度額適用・標準負担額減額 認定証及び限度額適用認定証の新規交付は終了しました。

4 高額療養費

内 容

1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。該当する場合には都広域連合から被保険者に申請書が送られます。

自己負担限度額

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1 % 年4回以上該当がある場合、4回目以降 140,100 円		
現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1 % 年4回以上該当がある場合、4回目以降 93,000 円		
現役並み所得 I 課税所得 145 万円以上	80,100円+(総医療費-267, 年4回以上該当がある場合、4		
一般 Ⅱ	6,000円+(総医療費-30,000円)×10% または 18,000円のいずれか低い方 (年間限度額 144,000円)	57,600円 年4回以上該当がある場合、 4回目以降44,400円	
— 般 I	18,000 円 (年間限度額 144,000 円)	57,600円 年4回以上該当がある場合、 4回目以降44,400円	
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税世帯)		24,600円	
低 所 得 I (住民税非課税世帯 で所得が一定以下)	8,000円	15,000円	

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

5 高額介護合算療養費

内 容

1年間(毎年8月1日~翌年7月31日)の後期高齢者医療制度と介護保険の自己 負担額の世帯での合算額(高額療養費又は高額介護サービス費として支給された額 を差し引いた額)が自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額介護合算療養費 として支給されます。

自己負担限度額

令和5年度分(令和5年8月~令和6年7月)

	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
所得区分	後期高齢者医療制度と介護保険 世帯単位の自己負担限度額(年額)
現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212 万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	141 万円
現役並み所得 I 課税所得 145 万円以上	67 万円
一 般 Ⅱ	56 万円
一般I	56 万円
低 所 得 Ⅱ (住民税非課税世帯)	31 万円
低 所 得 I (住民税非課税世帯 で所得が一定以下)	19 万円

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則

6 葬祭費の支給

内容

根拠法令等

東京都後期高齢者医療広域連合と港区との間における葬祭費の事務委託に関する規約 港区後期高齢者医療被保険者に係る葬祭給付金支給要綱 港区後期高齢者医療葬祭費の支給事務に関する規則

開始時期

平成 20 年 4 月

実 績 表

葬祭費執行状況

年度	件数 (件)	金額 (万円)
2	1,067	7,469
3	1,048	7,336
4	1,160	8, 120
5	1,072	7,504
6	1, 266	8, 862

7 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金 ※新規受付は終了しています。

内 容

後期高齢者医療制度に加入している被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に 感染した、又は発熱等の症状があり感染を疑われ、療養のため労務に服することが できない人に対し傷病手当金を支給します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律 東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

8 保健事業

(1) 無料健康相談

内

被保険者の健康保持と健康管理のため、区内医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力を得て健康相談を実施しています。

期間 6月1日~6月30日、11月1日~12月31日

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、6月は中止しました。

根拠法令等

港区国民健康保険及び後期高齢者医療制度無料健康相談実施要領

開始時期

昭和60年度

実 績 表

相談件数

(単位:件)

年度 区分	内科	歯科	薬局	計
2	41	224	138	403
3	88	441	268	797
4	100	409	216	725
5	197	405	173	775
6	248	404	152	804

(2) 基本健診

内 容

生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とし、被保険者の健康管理に役立てるため、港区医師会に委託し、基本健診を実施しています。

ア 対象者

後期高齢者医療制度加入者

イ 実施期間

7月1日~11月30日

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、実施期間を 8月1日~11月30日までに変更しました。

ウ 実施場所

港区医師会所属の健康診査実施医療機関

エ 実施方法

「基本健康診査受診券」「港区健康診査・がん検診のご案内」を他の受診券とともに上記アの対象者に郵送します。対象者は、健康診査実施医療機関に電話等で受診日を予約し、受診券と後期高齢者医療被保険者証・資格確認書またはマイナ保険証を持参の上、受診します。受診にあたっては、生活機能評価受診票(要介護・要支援認定ありの人以外)・後期高齢者の質問票に記入します。

- 才 検査項目
 - ◆基本検査項目(必須項目)・・・全員に行います。 問診 血中脂質検査 血糖検査 肝機能検査 尿検査、身体測定、血圧測 定
 - ◆詳細な検査項目及び港区独自検査項目・・・医師が必要とした人に行います。 貧血検査 心電図検査 眼底検査 胸部エックス線検査等
- カ 結果の説明

健診結果は、実施医療機関の医師が受診者に説明します。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

東京都後期高齢者医療広域連合健診事業実施要綱東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

港区基本健康診查事業実施要綱

開始時期 平成20年7月1日

実 績 表 基本健診受診状況

	/ \ / / L		
年度	(A) 被保険者総数(人)	(B)受診者数 (人)	(B/A)受診率 (%)
2	22, 230	8,071	36.31
3	22,864	8, 448	36.95
4	23, 781	8,642	36.34
5	24,652	8,895	36.08
6	25, 392	9, 172	36. 12

(3) 保養施設

, 被保険者の健康保持・増進と保養を目的として、保養施設を開設しています。

開始時期 夏季保養施設 夏季保養施設 昭和55年7月 秋季保養施設 平成21年8月

実 績 表 夏季・秋季保養施設の利用状況

(単位 件数:件,延人数:人)

友子	小八寸	不良地収り	一一一一一一一一	進八奴・八)			
区	分	宿泊施設(夏季)				宿泊施設	(秋季)
所:	新 在 地 静岡県 伊豆の国市			神奈川県 湯河原町		静岡県 伊東市	
借 施	上げ設	ホテル天坊 おんやど。 5 人×2 部屋 5 人×2 部				青山や 5 人×	
開割	開設期間 令和6年7月24日~9月1日(40日間)			令和6年9月1 10月31日(日~ 59日間)(※3)		
	年度	件数	延人数	件数	延人数	件数	延人数
利	2	38	95	49	131	86	150
用	3					43	80
実績	4	46	111	42	116	81	155
(※1)	5	45	120	52	142	74	151
(/.(1)	6	36	94	37	98	81	157
利用	料金	大人 (1泊2-	食)サービス料 小人料会	・消費税込み7,1 &等あり	50円(※2)	被保険者(サービス料・ 5,060円 付添人、小 <i>)</i>	消費税込み (※2)

- (※1)令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、夏季保養施設は事業中止、秋季保養 施設は9月を中止しました。
- (※2)令和2年度から、利用料金を変更しました。
- (※3)令和6年9月3日・4日は除外日

9 趣旨普及

概 要

将来にわたって安定的で持続可能な医療制度の実現、被保険者・若年者等の理解と 信頼を基礎とした円滑な後期高齢者医療制度の運営、高齢者の生活の質の維持・向上 を図るため、趣旨の普及に取り組みます。

被保険者の健康維持増進を支援するために、「長寿だより」を毎年6月に発行しています。

実 績 表

発送件数

(単位:件)

7021130	(十四:11)
年度	発送件数
2	22, 152
3	21,894
4	22,816
5	23,651
6	24, 632

補助金等 備 考 備 考 m	
----------------------	--

概 要

心身障害者の保健向上と福祉の増進を図ることを目的として、東京都が実施する制度です。申請書受理、受給者証交付、医療費の支払事務については、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき港区が行っています。

内 容

(1) 対象要件

次の全ての要件に該当する人が対象となります。

- ① 港区内に住所がある人
- ② 身体障害者手帳1・2級の人若しくは3級の内部障害(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害)の人、愛の手帳1・2度の人、又は精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ③ 国民健康保険、社会保険又は後期高齢者医療制度に加入している人
- ⑤ 前年の所得が東京都で定める基準額以下の人

(衛医療費助成対象者所得基準額表(令和6年9月1日現在)

扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4 人	5人
本人所得(千円)	3,604	3,984	4, 364	4, 744	5, 124	5,504

※20 歳未満の人は、その人の加入する保険の世帯主等の所得で算定します。 (ただし、本人が世帯主等の場合は本人所得で算定します。)

(2) 助成対象期間

9月1日から翌年の8月31日まで(毎年9月1日に更新)

(3) 診察を受けるとき

保険医療機関等で診察を受けるときは、「マイナ保険証(有効期限内の被保険者証、資格確認書等)」と「障受給者証」を一緒に提示し一部負担金を支払います。住民税非課税の人は入院時の食事代(標準負担額)のみ支払います。

① 一部負担金(住民税が課税されている人のみ)

原則、定率1割負担となっています。ただし、1か月に支払う自己負担の上限が定められています。医療機関で1か月の自己負担限度額を超えて支払った場合には、高額医療費として差額を支給します。

(令和7年4月1日現在)

	一部負担金	1か月の自己負担限度額		
	一即其但並	外来	入院	
住民税課税者	1割	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 (年4回目以降44,400円)	
住民税非課税者	負担なし			

^{※(©}制度を取り扱っていない保険医療機関等で診察を受けたときは、いったん健康保険の自己 負担分を支払い、区へ償還払いの手続をします。

② 標準負担額(入院時の食事代)

1 食につき 510 円

住民税非課税世帯に属する人は、加入している健康保険に申請することにより減額認定を受けることができます。

根拠法令等

心身障害者の医療費の助成に関する条例 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例

開始時期

昭和49年7月1日

実 績 表

対象者数 (単位:人)

V1 3V. D 3V					(十四・/()
年度 加入医療保険	2	3	4	5	6
後期高齢者医療制度加入者	173	163	170	182	178
国民健康保険加入者	678	668	659	659	657
上記以外の健康保険加入者	427	421	410	401	392
合 計	1,278	1, 252	1, 239	1, 242	1, 227

償還払い

12470-1-1					
年度区分	2	3	4	5	6
助成件数(件)	1,417	1,215	1,399	1,008	1, 169
支払金額(千円)	9,736	8,998	9, 925	11,299	12, 356

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	++ nl.	
看 · 無	_	都基準による	_	補助金名等	心身障害者医療費助成都扶助費

日尺ケム	 	各総合支所区民課
国氏平並 	所管課	国保年金課

概 要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項(社会福祉・社会保障の向上・増進)の理念に基づき、老齢、障害、死亡によって生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持、向上を図ることを目的として、昭和 36 年に発足しました。

国民年金は当初、厚生年金や共済組合等に加入していない自営業者等を対象としていましたが昭和 61 年4月から、基礎年金のかたちで全ての人に拡大されて、被用者年金の被保険者及びその配偶者も国民年金の被保険者となりました。

さらに平成3年4月から、20歳以上の学生も国民年金への加入が義務づけられて、 現在に至っています。

国民年金は老齢・障害になったときや、死亡したときに全ての人に共通する基礎的な年金給付として「基礎年金」の支給を行います。このほか、国民年金独自の給付として、「付加年金」、「寡婦年金」、「死亡一時金」があります。

また、国民年金制度発足時すでに高齢に達していて、年金を受ける条件に該当しなかった人が受ける老齢福祉年金があり、平成 17 年4月から、特別障害給付金の制度が施行されました。

内 容

1 国民年金の被保険者

国民年金の被保険者資格の取得、喪失、種別変更等は、各被保険者が自主的に 届出を行うのが原則ですが、必要に応じて日本年金機構が文書による勧奨事務を 行っています。

(被保険者の種別)

(1) 第1号被保険者 日本国内に住んでいる自営業者や学生等で、20歳以上60

歳未満の人(社会保障協定に基づき相手国から発行された適用証明書を提示した人、医療滞在ビザや観光保養を

目的とするロングステイビザの外国人を除く。)

(2) 第2号被保険者 会社員や公務員などの厚生年金加入者(65歳以上で老齢

又は退職を支給事由とする年金の受給権を有する人を除く。)

(3) 第3号被保険者 第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の 人(原則として日本国内に住所を有するもの)

(4) 任意加入被保険者

- ① 海外に住んでいる日本人で、20歳以上65歳未満の人
- ② 日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
- ③ 昭和 40 年4月1日以前に生まれた人で、受給資格期間を満たしていない 65 歳以上 70 歳未満の日本国内に住んでいる人

各年度末現在被保険者数の推移

(単位:人)

年 度	2	3	4	5	6
第1号被保険者	38,043	37,743	38, 216	38, 342	38, 184
任意加入被保険者	960	1,024	1,058	1, 176	1, 184
合 計	39,003	38,767	39, 274	39,518	39, 368

※第3号被保険者は、配偶者の勤務先を通じて年金事務所への届出のため数値はありません。

2 保険料

第1号被保険者と任意加入被保険者は、個人が保険料を納付し、第3号被保険者については、厚生年金が拠出金として負担しています。

(1) 保険料 年金の保険料は定額制となっています。

月額 16,980 円 (令和 6 年度)

月額 17,510 円 (令和7年度) (2) 納付方法 原則として毎月納付ですが、

原則として毎月納付ですが、割引のある前納制度もあります。 納付方法は、納付書で金融機関・郵便局・コンビニエンススト ア等で払い込む方法と、口座振替、クレジットカード払い、電 子納付(Pay-easy)、スマートフォンアプリ納付があります。

- (3) 時 効 保険料は、納期限から2年を過ぎると時効により納付できなくなります。
- (4) 免除制度 所得が少なく、保険料を納めるのが困難な人に、保険料の免除 制度があります。
 - ①法定免除…公的年金制度による障害年金受給者、生活保護法 による生活扶助受給者等は、届出により免除され ます。
 - ②申請免除…経済的事情などで納付が困難なとき、本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の場合、申請をして 承認を受けると所得に応じて保険料の全額・3/ 4・半額・1/4が免除されます。
- (5) 学生納付特例 学生で、本人の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶 予されます。
- (6) 納付猶予 50 歳未満の人については、同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請により納付が猶予されます。
- (7) 産前産後期間 出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間(多胎 免除制度 妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前 から6か月間)、所得にかかわらず届出により免除されます。
- ※(4)、(5)、(6)の制度が承認された期間の保険料は、後から納付(追納)する ことによって、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納できるの は、追納が承認された月の前10年以内の期間に限られます。

/ ロガス バス マー・・・・		4
4早 (金平)1 A5 7 1	各年度末現在免除承認者数の推移	٤.
コオルダルイノメし	17°	/

左	声 度	2	3	4	5	6
定額仍	呆険料 月額(円)	16,540	16,610	16,590	16,520	16,980
付加货	保険料 月額(円)	400	400	400	400	400
	法 定 免 除(人)	1,148	1,179	1,284	1,290	1, 345
免除	一般免除 学生納付特例(人)	10,073	10,395	10,980	11,210	11, 343
	免除率 (%)	29.5	30.7	32.1	32.6	33. 2
産前	前産後免除 (人)	39	34	36	45	58
産前	産後免除率(%)	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2

3 給付の種類と金額

(令和7年4月1日現在)

		【节相 / 牛生月 1 口况住/
年金の種類	受 給 要 件	年 金 額
老齡基礎年金	保険料を納めた期間、免除された期間、厚生年金や共済組合の加入期間などを合算して 10 年以上ある人が65 歳から受給できます。	令和7年度満額 831,700 円(昭和 31 年4月2日以後に 生まれた人) 829,300 円(昭和 31 年4月1日以前に 生まれた人) 保険料を納めた月数+(保険料全額免除月数×1/2) +(4分の3免除月数×5/8) +(半額免除月数×3/4) +(4分の1免除月数×7/8) 480 月 (昭和16年4月1日以前生まれは300~468月) ※上記は平成21年4月1日から国庫負担割合が2分の1 に引き上げられた計算式です。
障害基礎年金	国民年金の加入者が病気やけがで障害者になったとき受給できます。また、20歳前の病気やけがで障害者となった人も 20歳になると受給できます。	1級 1,039,625円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 1,036,625円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 2級 831,700円(昭和31年4月2日以後に生まれた人) 829,300円(昭和31年4月1日以前に生まれた人) 18歳未満(18歳の誕生日後の3月31日までを含みます。)の子がいるときは加算額があります。2人目までは、各239,300円、3人目以降は、各79,800円を加算します。
遺族基礎年金	国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある人が亡くなったとき、18 歳(18 歳の誕生日後の3月 31 日までを含みます。)未満の子と生活している配偶者が受給できます。 国民年金の加入者又は老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上ある父や母が亡くなり、18 歳(18 歳の誕生日後の3月 31 日までを含みます。)未満の子だけが残されたとき受給できます。	1,071,000 円(昭和 31 年4月2日以後に生まれた人) 1,068,600 円(昭和 31 年4月1日以前に生まれた人) 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は239,300円、3人目以降は、1人につき79,800円を加算します。 831,700円 子が2人以上いるときは、2人目から子の加算額を加えます。2人目の子は239,300円、3人目以降は、1人につき79,800円を加算します。

特別障害給付金

: 平成3年3月以前の学生、昭和61年3月以前の被用者年金加入の配偶者で国民年金任意加入対象であり、任意加入していなかった人のうち、当該期間内に初診日があり、現在、障害年金1、2級相当の障害に該当する場合、1級:56,850円、2級:45,480円(月額)が支給されます。

年金生活者支援 給付金(令和元 年10月施行) :公的年金等の収入や所得が一定基準以下の対象者に年金とは別に支給されます。老齢、補足的老齢、障害、遺族の4つの種類があります。65歳以上で住民税非課税世帯の老齢基礎年金受給者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の受給者が対象です。給付額は次のとおり種類により異なります。①老齢年金生活者支援給付金及び②補足的老齢年金生活者支援給付金:5,450円(月額)を基準に保険料を納付した期間等により異なります。③障害年金生活者支援給付金:障害等級1級6,813円(月額)、2級5,450円(月額)④遺族年金生活者支援給付金:5,450円(月額)

国民年金の独自給付

年金の種類	受 給 要 件	年 金 額						
付 加 年 金	付加保険料(月 400 円)を納めた人が老齢 基礎年金と合わせて受給できます。	200 円×付加保険料を納めた月数						
寡婦年金	老齢基礎年金を受ける資格期間のある夫 (婚姻期間が10年以上)が亡くなったとき、 妻が60歳から65歳になるまでの間受給で きます。	夫が受けられた老齢基礎年金の 3/4						
死亡一時金	保険料を 36 月以上納めた人が年金を受けず に亡くなったとき、生計を同一にしていた 遺族が受給できます。	第1号被保険者として保険料を納めた 期間に応じ120,000円~320,000円、 付加保険料を36月以上納めていたと きは、8,500円が加算されます。						

各年度末現在受給権者数の推移

(単位:人)

区分	老年	通算	障害	母子	遺児 寡婦		基礎年金			合計
年度	七牛	老齢	坪 吉	母十	退冗	券 烱	老齢	障害	遺族	白苗
2	882	493	32	0	0	16	39,038	2, 151	289	42,901
3	810	428	30	0	0	15	39,250	2, 197	313	43,043
4	730	354	29	0	0	11	39,444	2,288	314	43, 170
5	680	298	26	0	0	11	39,841	2,378	298	43,532
6	632	249	26	0	0	9	40,348	2, 461	279	44,004

[※]寡婦・基礎年金以外はいずれも旧国民年金法による給付です。

老齢福祉年金

(単位:円)

年金の種類	受 給 要 件		年	金	額	
老齢福祉年金	明治 44 年4月1日以前に生まれた人などが 70 歳に達したとき受給できます(老齢年金を受けている人は該当しません。)。	年	額			424,900

各年度末現在老齢福祉年金受給者数

(単位:人)

年度 区分	全額支給	一部支給	全額支給停止	合計
2	0	0	6	6
3	0	0	6	6
4	0	0	6	6
5	0	0	6	6
6	0	0	6	6

根拠法令等

国民年金法

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

補助金等	国負担割合 都負担割合		区負担割合		国民年金事務費交付金
旬 · 無	国基準による	_	_	補助金名等	年金生活者支援給付金支給業務 市町村事務取扱交付金

複数課に共通する事業

(保健福祉支援部内の複数課に共通する事業をまとめて掲載しています。)

コミュニティバス乗車券の発行

所管課

各総合支所区民課

高齢者支援課・障害者福祉課・ 生活福祉調整課・子ども若者支援課

目 的

高齢者、障害者、妊産婦、生活保護世帯等に対し、港区コミュニティバスの乗車券を発行して乗車運賃を助成することにより、社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象

区内に住所を有し、以下いずれかに該当する人

- ① 70歳以上の人
- ② 都営交通無料乗車券を所持している人
- ③ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者 健康手帳を所持している人
- ④ 難病等医療費助成を受けている人
- ⑤ 児童扶養手当証書を所持している人
- ⑥ ひとり親家庭等医療費助成を受けている人
- ⑦ 妊産婦
- ⑧ 3歳未満の子がいる、区が定める所得基準内(※)の世帯の保護者1人

※所得基準表

扶養親族等人数	所得基準
0人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、208 万円未満
1人	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、246 万円未満
2 1 1/1 1-	世帯の生計を維持する保護者の所得額が、284万円に扶養親族等のうち1人
2 人以上	を除いた扶養親族等又は児童1人につき 38 万円を加算した額未満

[※]令和6年10月から所得基準が変更になりました。

(2) 費用負担 無料(※1)

根拠法令等

港区コミュニティバス乗車券の発行及び利用助成要綱

開始時期

平成 16 年 10 月

実 績 表

発行の状況 (単位:枚)

				年度		2				
区	分	_		十尺	9月まで	10月以降(※1)	3	4	5	6
70	シルバ-	ー ノ	パス	所持者	379					
歳以	シルバーパ	ス	住戶	尽税 課 税	70	16, 153	18, 139	19,067	19,977	20,880
上	不 所 持	者	住民	税非課税	129					
ß	第 害	才	首	等(※2)		3,527	3,871	3,899	4, 271	4, 910
女	£ 産	女	帚	等(※3)		6,322	5,890	5,780	5,704	5,770
4	上 活 保	護	世	帯等		583	424	461	453	470

- (※1)令和2年 10 月以降はシルバーパスの所持にかかわらず、70 歳以上の人は全員無料に制度を変更しました。
- (※2)障害者等とは、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び被爆 者健康手帳の交付を受けている人並びに難病等医療費助成を受けている人です。
- (※3)妊産婦等とは、妊産婦、児童扶養手当証書所持者、ひとり親家庭等医療費助成を受けている人、 3歳未満の子がいる区が定める所得基準内の人です。

補助金等 有 · 無		備	考	
17				

高齢者・障害者等	=C <i>6</i> 45=⊞	各総合支所区民課
救急通報システム	所管課	高齢者支援課・障害者福祉課

高齢者及び障害者、難病り患者が家庭内で病気や火災などの緊急事態に陥ったとき又は一定時間人の動きが感じられないときに、専門の警備員が出動して安否の確認、救助等を行って生活の安全を確保します。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

- ① 在宅で生活する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の高齢者のみの世帯の 人
- ② 在宅で生活する65歳未満の人で、身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保 健福祉手帳の交付を受けているひとり暮らし等の人及びひとり暮らし等の難病 の人
- ③ 民間賃貸住宅入居支援事業(P421)を利用し、紹介を受けた物件に入居が決まった人若しくは協定債務保証会社と債務保証契約を締結した人
- ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても 対応しています。
- (2) 内 容

遠隔救急ペンダント、コントローラー、火災センサー (熱感知器)、ライフリズムセンサー (生活活動感知器)を一式で設置し、緊急時、火災発生時等の事業者 (警備会社)への通報により、専門の警備員が出動します。状況に応じて救急車などの要請を事業者が行います。

(3) 利用者負担 無料

根拠法令等

港区救急通報システム事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実績表

(1) 新規設置台数

(単位:台)

年度区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	149	203	218	236	302
障害者	4	4	1	1	9

(2) 年度末設置台数

(単位:台)

年度区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	1,075	1,140	1,169	1,202	1, 312
障 害 者	17	20	19	20	25

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補 助事業補助金
看·無	_	都基準による	事業費-都補助額	州	障害者施策推進区市町村包括補 助事業等補助金

高齢者・障害者(児)	元(25)=田	各総合支所区民課
徘徊探索支援事業	所管課	高齢者支援課・障害者福祉課

認知症による徘徊行動のある高齢者や徘徊行動のある知的障害者(児)等に対し、GPSを利用した位置情報専用探索機による探索サービスを行うことにより、徘徊高齢者や徘徊障害者(児)の早期発見と安全を確保し、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

事業内容

- (1) 対象
 - ① 区内に住所を有し、認知症の徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅 の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等が いる人
 - ② 中度以上(愛の手帳1~3度)の知的障害者(児)又は自閉症で、探索サービスが必要と認められる在宅の障害者(児)
- (2) 利用者負担

GPS端末機 月額 500円 現場急行サービス 1回 3,000円

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者徘徊探索支援事業運営要綱

障害者一港区知的障害者(児)徘徊探索支援事業運営要綱

開始時期

平成13年4月1日

実 績 表

年度末登録者数 (単位:人)

年度	2	3	4	5	6
高 齢 者	14	19	15	9	6
障害者	19	19	15	12	9

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	認知症高齢者早期発見等支援ネ
金 · 無	_	10/10	_	補助金名等	ットワーク事業補助金

高齢者・障害者(児)	所管課	各総合支所区民課		
紙おむつ給付及びおむつ代の助成	川官硃	高齢者支援課・障害者福祉課		

日常生活で紙おむつを必要とする高齢者及び障害者(児)に紙おむつ等を給付することにより、高齢者等の快適な生活を確保するとともに、介護する家族等の介護負担の軽減を図ります。

なお、医療機関に入院している人等に対しては、おむつ代を助成しています(限度額 月額 12,000 円)。

※同じ月に紙おむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。

事業内容

(1) 対 象

高齢者: 区内に住所を有する要介護認定又は要支援認定を受け、常時臥床及び

失禁状態にある人

障害者: 区内に住所を有する身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度又は

精神障害者保健福祉手帳1級で、3歳以上65歳未満の人

(2) 給付内容

紙おむつ等の支給対象商品の中から、給付限度の範囲内で選択する方式

(3) 給付方法

委託業者が、月1回指定の場所に配送

(4) 利用者負担

月額 500円

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱

障 害 者 港区重度障害者(児)紙おむつ給付要綱

開始時期

高 齢 者 平成6年4月1日(おむつ代助成は、平成7年4月1日から)

障害者昭和54年5月1日

実 績 表

(1) おむつの給付

延給付人数 (単位:人)

年度区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	22,718	23, 383	24,072	25, 537	26, 506
障害者	1,713	1,749	1,843	1,861	2,000

(2) おむつ代の助成

延助成人数 (単位:人)

年度区分	2	3	4	5	6
高齢者	228	209	177	199	257
障害者	29	25	16	16	11

			l
補助金等 有 · 無		備考	

高齢者・障害者(児)	元 <i>控</i> :===	各総合支所区民課
寝具乾燥等消毒	所管課	高齢者支援課・障害者福祉課

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び寝具の乾燥が困難と認められる障害者(児)が 使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善することにより、福祉の増進を図り ます。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

- ① 在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人
- ② 在宅で生活する身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、寝具の乾燥が困難と認められる人
- (2) 実施回数

年12回(うち2回は水洗い)

(3) 利用者負担

寝 具1組(乾燥消毒) 150円 掛布団1枚(水洗い消毒) 300円 敷布団1枚(水洗い消毒) 300円 毛 布1枚(水洗い消毒) 50円

根拠法令等

港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱

開始時期

昭和48年6月1日

実 績 表

(単位:人)

年度					
	2	3	4	5	6
延実施人数					
高齢者	192	269	267	265	305
障害者	704	714	725	796	856

※令和6年度から、水洗いを年1回から2回に変更

補助金等		備考	
有・無		1佣 右	

高齢者・心身障害者(児)	元 25年3日	各総合支所区民課
福祉キャブ	所管課	高齢者支援課・障害者福祉課

車椅子使用や寝たきりの高齢者及び障害者(児)に対し、港区福祉キャブ利用カードを交付し、その乗車料金の一部を補助することにより、社会参加を促進し、福祉の向上を図ります。

事業内容

(1) 対象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

- ① おおむね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人
- ② 介護保険の第2号被保険者のうち、要介護認定又は要支援認定を受け、一般の 交通機関を利用することが困難な人
- ③ 65歳未満で、次の要件に該当する人

ア 身体障害者手帳 下肢・体幹・視覚 1~3級の人、内部障害1級の人、呼吸器機能障害1・3級の人

イ 愛の手帳 1・2度の人

- ④ 以下のいずれかの医療的ケアを受けている児童
 - · 人工呼吸器管理
 - ・気管内挿管、気管切開
 - ・鼻咽頭エアウェイ
 - ・酸素吸入
 - ・6回/日以上の頻回の吸引
 - ・ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
 - ·中心静脈栄養(IVH)
 - 経管(経鼻・胃ろう含む)
 - ・腸ろう・腸管栄養
 - ・継続する透析(腹膜灌流を含む)
 - ・定期導尿 3回/日以上(人工膀胱を含む)
 - ・人工肛門
- (2) 予約方法

利用者が、原則として利用日の前日までに、運行委託業者に直接申し込みます。

(3) 補助内容

利用者が負担する乗車運賃を普通車タクシー料金と同額にします。

(4) 介助人利用助成

ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人 1 人までの利用料のうち半額を助成します。

(5) 乗車地域

出発地又は到着地が東京 23 区・武蔵野市・三鷹市

根拠法令等

港区福祉キャブ利用カード交付要綱

開始時期

昭和57年5月1日

実 績 表

(1) 延利用件数

(単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
高齢者	4,303	4, 554	4,597	4,015	4, 286
障害者	1,549	1,895	1,936	2,060	2, 337

(2) 介助人利用助成件数

(単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
高齢者	104	150	93	71	73
障害者	2	16	33	10	16

補助金等国負担割合都負担割合区負担割合
事業費-都補助費障害者施策推進区市町村包括補
助事業等補助金

緊急移送サービス利用助成事業

所管課

各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

車椅子等を使用する高齢者や障害者(児)が、緊急時に24時間対応の民間救急移送サービスを利用する場合に、その費用の一部を助成することにより、高齢者や障害者の在宅生活を支援し、福祉の向上に役立てます。

事業内容

(1) 対 象

港区福祉キャブ利用カード交付者

(2) 利用方法

利用者が福祉キャブ運行委託事業者に直接申し込みます。

- (3) 利用者負担
 - ① 利用料金が 10,000 円以下の場合利用料金の 30%に相当する額
 - ② 利用料金が 10,000 円超の場合 3,000 円+10,000 円を超える部分の額 ※移送補助用具(寝台・車椅子・リクライニング式車椅子)の利用料金については、
 - 全額助成します。

根拠法令等

港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱

開始時期

平成17年4月1日

実 績 表

(1) 延利用件数

(単位:件)

年度区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	3	2	1	3	4
障害者	0	0	2	0	2

(2) 移送補助用具利用助成件数

(単位:件)

年度 区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	2	0	0	0	3
障害者	0	0	1	0	0

補助金等 有 · 無	備考	
---------------	----	--

高齢者・心身障害者(児)	iC <i>2</i> 5;=Ⅲ	各総合支所区民課
福祉理美容サービス	所管課	高齢者支援課・障害者福祉課

在宅で生活する寝たきりの高齢者及び外出困難な心身障害者(児)に福祉理美容サービス 登録カードを交付し、理容師又は美容師による出張理美容サービスを行うことにより、健 康保持の一助とするとともに、家族介護の軽減を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、在宅で生活する人のうち、以下のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上で、要介護3以上の人
- ② 東京都重度心身障害者手当を受給している人
- ③ 下肢又は体幹機能障害で身体障害者手帳1級の人
- ④ 愛の手帳1度の人
- (2) 実施回数

年6回まで

- (3) 利用者負担
 - 1回 500円
- (4) 登録カード有効期間4月1日から翌年の3月31日まで
- (5) 利用方法

港区福祉理美容サービス登録カードを交付し、港区福祉理容協力店名簿・港区福祉美容協力店名簿に登載された理美容店に申し込み、サービスを受ける際に提示します。

根拠法令等

港区福祉理美容登録カード交付要綱

開始時期

昭和52年7月1日

実 績 表

(単位:件)

					<u> </u>
年度 利用延件数	2	3	4	5	6
高 齢 者	808	905	939	1,043	1,049
障害者	103	109	118	127	138

補助金等		備考	
有・無		加 方	

高齢者・障害者	正答押	各総合支所区民課
配食サービス	州管課	高齢者支援課・障害者福祉課

ひとり暮らし等で食事の調理や食材の調達が困難な高齢者や障害者に対し、栄養バランスのとれた食事を、居宅に訪問して提供することにより、栄養管理や健康維持の一助とするとともに、安否確認を行い、在宅高齢者及び障害者の福祉の増進を図ります。

事業内容

- (1) 対 象
 - ① 高 齢 者

65 歳以上の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人ア ひとり暮らしの人

- イ 高齢者のみで世帯を構成する人
- ウ 高齢者と障害者のみで世帯を構成する高齢者
- ② 障 害 者

65 歳未満の区内在住で食事作りが困難な方で次の要件のいずれかにあてはまる人 ア 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人で ひとり暮らしの人

- イ 障害者のみで世帯を構成する人
- ウ 障害者と高齢者のみで世帯を構成する障害者
- ※家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人について も対応しています。
- (2) 利用者負担

1食あたり 320円~480円

(3) 実施回数

1週間に7食まで、昼食又は夕食を配食します。

(4) 配食事業者

申請時に6事業者から選ぶことができます。

申請後に事業者を変更することもできます。事業者を変更した場合は、変更申請から10日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。

根拠法令等

高 齢 者 港区高齢者配食サービス事業実施要綱 障 害 者 港区障害者配食サービス事業実施要綱

開始時期

高 齢 者 平成12年4月1日 障 害 者 平成13年4月1日

実 績 表

(1) 実利用者数

(単位:人)

年度区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	1, 168	1,168	1, 185	1, 142	1, 129
障害者	206	218	256	299	318

(2) 延配食数

(単位:食)

年度区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	253, 739	273,742	282, 324	278,970	269, 213
障害者	13, 120	13,908	12,896	12,743	15, 219

 補助金等
 国負担割合
 都負担割合
 区負担割合
 補助金名等
 高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金

		各総合支所区民課
無料入浴券の給付	所管課	高齢者支援課・障害者福祉課・

高齢者、障害者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に対して、公衆浴場で利用できる無料入浴券を給付することにより、疲れた体をいやし生活意欲の向上及び健康保持を図ります。

事業内容

(1) 対 象

区内に住所を有し、以下のいずれかに該当する人

- ① 70歳以上の高齢者
- ② 障害者及び原爆被爆者
- ③ 自家に風呂のない生活保護世帯等
- (2) 給付時期

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(3) 給付枚数

高 齢 者 1人当たり年間最大52枚

※申請月により給付枚数が異なります。

障害者及び原爆被爆者 大人、中人、小人とも1人当たり年間最大52枚

※申請月により給付枚数が異なります。

生 活 保 護 世 帯 等 大人、中人、小人とも 1 人当たり年間最大60枚 ※開始月により給付枚数が異なります。

根拠法令等

港区無料入浴券給付事業実施要綱

※生活保護世帯等については、「港区生活保護世帯等に対する無料入浴券支給事業実施 要綱」に規定されています。

開始時期

高 齢 者 昭和 57 年 4 月 (平成 19 年 4 月から 70 歳以上へ対象拡大) 障 害 者 昭和 57 年 4 月 (平成 17 年 4 月から精神障害者へ対象拡大)

原 爆 被 爆 者 平成 7 年 4 月 生活保護世帯等 昭和 57 年 4 月

実績 表

利用状況 (単位:枚)

年度 区分	2	3	4	5	6
高 齢 者	130,695	138, 117	142,690	144,767	142, 763
障害者等	13,590	12,443	14, 188	15, 385	15, 761
生活保護世帯等	3, 231	2,934	2,682	2,310	1, 791

※障害者等には、原爆被爆者を含みます。

補助金等		備者	
有・無		備考	

都営交通の無料乗車券の交付

所管課

各総合支所区民課 障害者福祉課・生活福祉調整課

目 的

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、無料乗車券を交付することで社会参加の機会を増やし、福祉の向上を図ります。

事業内容

身体障害者、知的障害者、戦傷病者、原爆被爆者及び生活保護世帯等に、都営地下鉄、 都バス、都電、日暮里・舎人ライナーの無料乗車券を交付します。

〔有効期間〕

- ・身体障害者、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者は3年間
- ・生活保護世帯等は1年間

根拠法令等

東京都都営交通無料乗車券発行規程

開始時期

- ・身体障害者等については、昭和39年4月
- ・生活保護世帯等については、昭和42年10月

実績表

交付の状況

(単位:枚)

年度区分	2	3	4	5	6
身体障害者等	958	894	1,059	944	1,018
生活保護世帯等	671	649	647	668	637

- ※身体障害者等には、知的障害者、戦傷病者及び原爆被爆者を含みます。
- ※生活保護世帯等には、中国残留邦人等支援給付受給世帯を含みます。

補助金等		農	考	
有・無		備	与	

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

所管課

高齢者支援課・国保年金課・健康推進課

目 的

高齢者のフレイル対策をより効果的に推進することで、健康寿命の延伸及び医療費の 適正化を実現し、区民が生涯にわたり不自由なく日常生活を送れるような取り組みを実 施します。

事業内容

75 歳以上 85 歳未満の高齢者を対象に、健診情報や介護保険情報等を横断的分析し抽出した課題を基に、区の決定した基準値に基づくハイリスク高齢者に個別の健康指導を実施します。(ハイリスクアプローチ)

また、75 歳以前から区の課題やフレイル対策の重要性を周知啓発するため、60 歳以上 の高齢者を対象に講座等事業を実施します。(ポピュレーションアプローチ)

令和6年度は、低栄養傾向とされるBMI18.5未満(やせ)の高齢者の割合が高い区の特性を踏まえ、令和5年度に引き続き低栄養対策を区の課題として取り組みました。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律

国民健康保険法

介護保険法

東京都後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実施要綱

開始時期

令和5年4月1日

実 績 表

1. ハイリスクアプローチ

対象: 75 歳以上 85 歳未満

年度 区分	5	6
実施人数 (人)	40	40

※令和5年度は75歳以上(年齢制限なし)で実施

2. ポピュレーションアプローチ

(1) 低栄養・生活習慣改善教室(生活習慣病編)

対象:60歳~74歳

年度 区分	5	6
延参加人数(人)	67	244
実施回数 (回)	12	48

※令和6年度は4地区で拡大実施

※令和5年度は上記とは別に、試行として食事診断による栄養相談を実施

(2) 低栄養·生活習慣改善教室(低栄養改善編) 対象:75 歳以上

年度 区分	5	6
延参加人数(人)	172	328
実施回数 (回)	24	60

※令和6年度は4地区で拡大実施

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	特別調整交付金
旬 ・ 無	国基準による	_	_	補助金名等	付加調金文刊 並

所管課

各総合支所区民課 高齢者支援課・障害者福祉課

目 的

ひとり暮らし等の高齢者世帯及び重度の心身障害者(児)世帯に対し、定期的に電話をすることによって、安否を確認するとともに安全を確保し、各種の相談に応じます。

事業内容

- (1) 対 象
 - ① 近隣に親族が居住していないおおむね65歳以上の高齢者でひとり暮らしの人
 - ② 近隣に親族が居住していない高齢者世帯で昼間、高齢者のみになる世帯等
 - ③ 重度の心身障害者(児)で外出困難な人
 - ④ 心身障害者のみの世帯(いずれかが重度の世帯)で昼間重度以上の心身障害者 のみの世帯
 - ⑤ 心身障害者のみの世帯(いずれかが重度の世帯)で同居者が病弱者又は児童のみの世帯
 - ⑥ 常時介護を要する重度心身障害者(児)をかかえる世帯
- (2) 電話相談員の配置

2名

根拠法令等

港区高齢者・心身障害者(児)電話相談センターの設置及び訪問電話事業運営要綱

開始時期

昭和49年10月1日(心身障害者(児)訪問電話は、昭和55年4月1日)

実績表

高齢者訪問電話活動状況

(単位:件)

(1 E							
年度 区分	2	3	4	5	6		
経済的	195	143	197	229	241		
対 人 関 係	550	573	662	627	538		
医療・保健	1,643	1,917	1,607	1,697	1, 423		
生活環境	3,966	4,083	3,848	3,867	3, 226		
ヘルパーとの連絡	58	48	25	31	12		
ケースワーカー と の 連 絡	39	60	41	41	9		
他 機 関との連絡	28	23	13	22	14		
安否確認	4, 106	4, 193	3, 963	4, 126	3, 451		
計	10,585	11,040	10, 356	10,640	8, 914		

※心身障害者(児)訪問電話は、平成16年度から実績なし

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	高齢者施策推進区市町村包括補
旬 · 無	_	都基準による	事業費-都補助額	伸助並石寺	助事業補助金

令和7年度に開始する新規事業

重 国的 支援休制整備重業	正答課	1
重層的支援体制整備 事 業	川官誌	保健福祉課

既存の相談支援等の取組を活かしつつ、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

事業内容

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 参加支援事業
- (3) 地域づくり事業
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (5) 多機関協働事業
- (6) 重層的支援プラン検討会議及び支援会議の開催
- ※(1)、(3) は既存事業の活用による。

根拠法令等

社会福祉法

港区重層的支援体制整備事業実施要綱

開始時期

令和7年4月

補助金等	国負担割合	都負担割合	区負担割合	補助金名等	重層的支援体制整備事業交付
旬 ・ 無	1/2	1/4	1/4	開始亚石子	金

放課後等デイサービス送迎支援事業	所管課	— 障害者福祉課
目 的 障害児が放課後等デイサービス事業所に通所して適切な に、その保護者が就労できる環境を整えられるよう、港区 海青海特別支援学校に在籍する児童・生徒(区民)を対象 ビス事業所までの送迎を支援します。	から立地が	が離れている都立臨
事 業 内 容 (1) 対 象 者 都立臨海青海特別支援学校に在籍し、放課後等ディ (2) 内 容 都立臨海青海特別支援学校から児童・生徒が利用す 所まで、福祉車両により送迎します。		
開始時期令和7年9月		

備考

補助金等

· (#)

 就労系障害福祉サービス事業所等運営支援補助金交付	所管課	_
机力水桿合価値リーレク事業が守建名又版補助並又的	川目味	隨害者福祉 課

就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所(以下「事業所」といいます。)を運営する事業者に対し、事業所の運営経費の一部を補助することにより、安定した事業運営及び質の高いサービスの提供を支援し、障害者福祉の向上を図ります。

事業内容

- (1) 対象者 事業所が区内に所在する事業者
- (2) 補助内容 事業所として使用する建物の借上げに要する賃借料

根拠法令等

港区就労系障害福祉サービス事業所等運営支援補助金交付要綱

開始時期

令和7年4月1日

補助金等 有 · 無		備考	

医療的ケア児・者支援事業	正答課	_
医療的ググ先・有文族事業	川官誌	障害者福祉課

医療的ケア児・者及びその家族が安心して地域で生活できるように、当事者視点に立った医療的ケア児・者施策の推進、相談先の明確化と多職種連携の強化、医療的ケア児・者の家族への情報発信の強化、医療的ケア児・者とその家族の経済的負担の軽減、医療的ケアの担い手の確保を図ります。

事業内容

- (1) 港区障害者地域自立支援協議会医療的ケア児・者部会の開催
- (2) 医療的ケア児等コーディネーターを活用した相談支援体制の強化
- (3) 医療的ケア児等支援ガイドブックの作成
- (4) 区立施設における医療的ケアの実施の際に必要な医師指示書等の文書料の補助
- (5) 医療的ケア児・者の支援を行う事業所への補助事業

根拠法令等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 児童福祉法

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 港区医療的ケア児等コーディネーター支援体制整備促進事業実施要綱 港区障害福祉サービス事業等における医療的ケア文書料補助金交付要綱 港区医療的ケア児・者支援事業所における新任職員育成指導費補助金交付要綱 港区医療的ケア児・者支援事業所における人材紹介会社紹介費補助金交付要綱

開始時期

- (1) 令和6年2月6日
- (2)~(5) 令和7年4月1日

		都負担割合	区負担割合	補助金名等	(国)児童虐待防止対策等総
補助金等	国負担割合	_	-	州の並行す	合支援事業費国庫補助金
イ · 無	1/2	都負担割合	区負担割合	補助金名等	(都)医療的ケア児等総合支
		1/4	1/4	開助並石守	援事業補助金

他部署に移管した事業

高齢者民間賃貸住宅入居支援事業

所管課

各総合支所区民課 住宅課(高齢者支援課)

本事業は、令和7年4月から街づくり支援部住宅課で行っています。

目 的

様々な理由で現在の住まいから住み替えが必要であるにも関わらず、新たな住まいが見つからず困っている高齢者世帯に対し、良好な居住環境の確保を図ります。

事業内容

(1) 民間賃貸住宅の紹介

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会第六ブロック及び公益社団法人全日本 不動産協会東京都本部港支部の協力を得て、民間賃貸住宅を紹介します。 対象要件

- ① 区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯
- ② 現在住み替えが必要で、新たな住まいに困窮していること。
- ③ この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システム(ライフリズムセンサー)の設置に了承していること。
- ④ 賃貸借契約の締結に当たり、連帯保証人がいない場合、協定債務保証会社を利用すること (港区内の民間賃貸住宅の紹介を受ける場合に限る。)。

(2) 入居費用の一部助成

転居の理由が自己の責めによらない立ち退きによるもので、本事業(1)の紹介を受けた区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結んだ場合は、入居費用の一部を助成します。

対象要件

- ① 住み替えの理由が、自己の責めによらない立ち退きによるものであること。
- ② 本事業で港区内の民間賃貸住宅の紹介を受け、当該住宅に入居することが決定し、当該住宅の所有者と賃貸借契約を締結していること。
- ③ 世帯の所得が 3,228,000 円を超えていないこと。
- ④ 生活保護法の規定に基づく公的給付を受給していないこと。

助成額・礼金相当分…月額賃料の2か月分以内で実際に要した額

・仲介手数料…月額賃料の1か月分以内で実際に要した額 ただし、単身世帯は360,000円、2人以上の世帯は480,000円が上限です。

(3) 債務保証会社の紹介

保証人がいないため港区内の民間賃貸住宅で賃貸借契約を結べない場合等、区と協定を締結している債務保証会社を紹介します。

対象要件

- ① 区内に住所を有する 65 歳以上のひとり暮らし又は 65 歳以上の者を含む 60 歳以上の者で構成する世帯
- ② 区内の民間賃貸住宅の賃貸借契約に際し、連帯保証人となり得る親族もしくは 知人がいないこと又は債務保証会社の利用が必須であること。
- ③ 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。
- ④ この制度を利用して港区内に転居先が決まった場合、転居先への救急通報システム(ライフリズムセンサー)の設置に了承していること。

(4) 債務保証会社の初回保証委託料の助成

本事業で、区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結ぶ際に、債務保証会社を利用する場合は、初回保証委託料を助成します。

対象要件

- ① 本事業の(3)の債務保証会社の紹介を受け当該債務保証会社を利用すること、 又は(1)民間賃貸住宅の紹介を受け、区内の民間賃貸住宅に賃貸借契約を結ぶ 際、家主が指定する債務保証会社を利用する必要があること。
- ② 世帯の所得が3,228,000円を超えていないこと。

助成額・単身世帯…60,000円以内で実際に要した額

- ・2人以上の世帯…80,000円以内で実際に要した額
- (5) 家主あんしんサポート保険(家主向け)

単身高齢者世帯等が入居する住宅を対象に、賃貸戸室内における死亡事故による 家主の損害を補償します。

保険登録することが出来る民間賃貸住宅

- ① 所在地が区内であること
- ② 入居者(賃借人)が65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の者を含む60歳以上の者で構成する世帯であること
- ③ 保険登録時の家賃が20万円以下であること

根拠法令等

港区高齢者民間賃貸住宅入居支援事業実施要綱

開始時期

平成 31 年 4 月

実 績 表

(単位:件)

					(1 ===================================
年度 区分	2	3	4	5	6
民間賃貸住宅の紹介申請件数	125	98	138	120	122
民間賃貸住宅の成約件数	7	9	8	9	6
入居費用の一部助成件数	3	1	2	4	1
債務保証会社の紹介件数	5	4	11	9	1
保険登録件数					51

参考資料

- 1 港区の人口
- 2 港区の高齢者の状況

1 港区の人口

区	地区		港区	全体			芝均	也区			麻布	<u> 地区</u> 地区	
分		男	女	総数	割合	男	女	 総 数	割合	男	女	総数	割合
年	0~4歳	6,004	5, 782	11,786	4.40%	936	857	1,793	4.17%	1,275	1,228	2,503	4.10%
少	5~9歳	6,586	6,337	12,923	4.83%	825	858	1,683	3.91%	1,535	1,467	3,002	4.91%
人	10~14歳	5,658	5,615	11,273	4.21%	615	655	1,270	2.95%	1,348	1,313	2,661	4.35%
	計(0~14歳)	18, 248	17,734	35, 982	13.44%	2,376	2,370	4,746	11.03%	4, 158	4,008	8, 166	13.36%
	15~19歳	4,636	4,462	9,098	3.40%	523	466	989	2.30%	1,100	1,035	2, 135	3.49%
	20~24歳	5,500	5,670	11,170	4.17%	954	1,093	2,047	4.76%	1,316	1,317	2,633	4.31%
١.,	25~29歳	8,945	9,222	18, 167	6.78%	1,980	1,914	3,894	9.05%	2,216	2,243	4,459	7.30%
生産	30~34歳	9,709	10,763	20,472	7.65%	2, 103	2,138	4, 241	9.86%	2, 162	2,432	4,594	7.52%
生	35~39歳	9,821	11,471	21,292	7.95%	1,823	1,962	3,785	8.80%	2, 223	2,686	4,909	8.03%
年齡	40~44歳	10,778	12, 223	23,001	8.59%	1,892	1,896	3,788	8.81%	2,500	2,994	5,494	8.99%
人	45~49歳	11,113	12,353	23,466	8.76%	1,774	1,750	3,524	8.19%	2,612	2,962	5,574	9.12%
	50~54歳	11, 179	12,789	23,968	8.95%	1,675	1,761	3,436	7.99%	2, 457	2,955	5,412	8.86%
	55~59歳	9,768	10,336	20, 104	7.51%	1,396	1,508	2,904	6.75%	2, 180	2,327	4,507	7.37%
	60~64歳	7,388	7,726	15, 114	5.64%	1,139	1, 153	2, 292	5.33%	1,601	1,678	3,279	5.37%
	計(15~64歳)	88,837	97,015	185,852	69.40%	15, 259	15,641	30,900	71.85%	20, 367	22,629	42,996	70.36%
	65~69歳	5,110	5,568	10,678	3.99%	832	826	1,658	3.86%	1, 135	1,218	2,353	3.85%
	70~74歳	4, 248	5, 247	9,495	3.55%	683	786	1,469	3.42%	913	1,129	2,042	3.34%
12 .	75~79歳	4,363	5,745	10, 108	3.77%	710	944	1,654	3.85%	958	1,273	2,231	3.65%
老年	80~84歳	2,778	4,503	7,281	2.72%	489	733	1,222	2.84%	601	937	1,538	2.52%
人	85~89歳	1,585	3,217	4,802	1.79%	263	521	784	1.82%	329	642	971	1.59%
	90~94歳	716	1,898	2,614	0.98%	117	317	434	1.01%	163	400	563	0.92%
	95~99歳	153	657	810	0.30%	22	92	114	0.27%	38	169	207	0.34%
	100歳以上	24	134	158	0.06%	6	22	28	0.07%	6	39	45	0.07%
	計(65歳~)	18,977	26,969	45,946	17.16%	3, 122	4, 241	7,363	17.12%	4, 143	5,807	9,950	16.28%
	合 計	126,062	141,718	267,780	100.00%	20,757	22, 252	43,009	100.00%	28,668	32,444	61,112	100.00%

区	地 区		赤坂	地区			高輪	地区			芝浦港	南地区	
分	年 齢	男	女	総数	割合	男	女	総数	割合	男	女	総 数	割合
年	0~4歳	770	740	1,510	3.96%	1,423	1,396	2,819	4.30%	1,600	1,561	3, 161	5.27%
少	5~9歳	883	841	1,724	4.52%	1,583	1,610	3, 193	4.87%	1,760	1,561	3,321	5.53%
人	10~14歳	760	769	1,529	4.01%	1,398	1,410	2,808	4.29%	1,537	1,468	3,005	5.01%
Ц	計(0~14歳)	2,413	2,350	4,763	12.49%	4,404	4,416	8,820	13.47%	4,897	4,590	9,487	15.80%
	15~19歳	607	648	1,255	3.29%	1,162	1,184	2,346	3.58%	1,244	1,129	2,373	3.95%
	20~24歳	738	706	1,444	3.79%	1,309	1,390	2,699	4.12%	1, 183	1,164	2, 347	3.91%
ш	25~29歳	1,161	1,119	2,280	5.98%	1,926	2,182	4, 108	6.27%	1,662	1,764	3,426	5.71%
生産	30~34歳	1,282	1,340	2,622	6.88%	1,982	2,507	4, 489	6.85%	2, 180	2,346	4,526	7.54%
年	35~39歳	1,350	1,477	2,827	7.41%	2, 128	2,749	4,877	7.45%	2, 297	2,597	4,894	
幹	40~44歳	1,449	1,647	3,096	8.12%	2,414	2,976	5,390	8.23%	2,523	2,710	5, 233	8.72%
人	45~49歳	1,495	1,670	3, 165	8.30%	2,528	3,120	5,648	8.62%	2,704	2,851	5,555	9.25%
\Box	50~54歳	1,591	1,832	3,423	8.98%	2,513	3,211	5,724	8.74%	2,943	3,030	5,973	
	55~59歳	1,481	1,466	2,947	7.73%	2,233	2,768	5,001	7.63%	2,478	2,267	4,745	
	60~64歳	1,175	1,286	2,461	6.45%	1,756	2,016	3,772	5.76%	1,717	1,593	3,310	5.51%
	計(15~64歳)	12, 329	13, 191	25,520	66.93%	19,951	24, 103	44,054	67.26%	20,931	21,451	42, 382	70.60%
	65~69歳	841	966	1,807	4.74%	1,293	1,548	2,841	4.34%	1,009	1,010	2,019	
	70~74歳	692	915	1,607	4.21%	1,164	1,463	2,627	4.01%	796	954	1,750	
土	75~79歳	719	979	1,698	4.45%	1,199	1,592	2,791	4.26%	777	957	1,734	
老年	80~84歳	471	740	1,211	3.18%	766	1,258	2,024	3.09%	451	835	1,286	
人	85~89歳	268	586	854	2.24%	447	894	1,341	2.05%	278	574	852	1.42%
	90~94歳	132	372	504	1.32%	186	525	711	1.09%	118	284	402	0.67%
	95~99歳	22	119	141	0.37%	40	201	241	0.37%	31	76	107	0.18%
1	100歳以上	5	21	26	0.07%	6	45	51	0.08%	1	7	8	0.01%
	計(65歳~)	3, 150	4,698	7,848	20.58%	5, 101	7,526	12,627	19.28%	3,461	4,697	8, 158	
	合 計	17,892	20, 239	38, 131	100.00%	29,456	36,045	65,501	100.00%	29, 289	30,738	60,027	100.00%

(港区住民基本台帳より)

2 港区の高齢者の状況

(1) 港区の人口と 65 歳以上人口

令和7年1月1日現在(単位:人)

18,977	41, 718 26, 969 10, 815 16, 154 22, 252 4, 241 1, 612 2, 629 32, 444 5, 807 2, 347
大	26, 969 10, 815 16, 154 22, 252 4, 241 1, 612 2, 629 32, 444 5, 807
内 65~74歳 20,173 9,358 訳 75歳以上 25,773 9,619 芝地区 43,009 20,757 65歳以上 7,363 3,122 内 65~74歳 3,127 1,515 訳 75歳以上 4,236 1,607 麻布地区 61,112 28,668 麻 65歳以上 9,950 4,143 布内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	10, 815 16, 154 22, 252 4, 241 1, 612 2, 629 32, 444 5, 807
訳 75歳以上 25,773 9,619 芝地区 43,009 20,757 65歳以上 7,363 3,122 内 65~74歳 3,127 1,515 訳 75歳以上 4,236 1,607 麻布地区 61,112 28,668 麻布地区 65歳以上 9,950 4,143 布内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地区 赤坂地区 38,131 17,892	16, 154 22, 252 4, 241 1, 612 2, 629 32, 444 5, 807
芝地区 43,009 20,757 65歳以上 7,363 3,122 内 65~74歳 3,127 1,515 訳 75歳以上 4,236 1,607 麻布地区 61,112 28,668 麻 65歳以上 9,950 4,143 布 内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	22, 252 4, 241 1, 612 2, 629 32, 444 5, 807
芝 65歳以上 7,363 3,122 内 65~74歳 3,127 1,515 訳 75歳以上 4,236 1,607 麻布地区 61,112 28,668 麻布地区 9,950 4,143 布内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地区 赤坂地区 38,131 17,892	4, 241 1, 612 2, 629 32, 444 5, 807
芝 内 65~74歳 3,127 1,515 訳 75歳以上 4,236 1,607 麻布地区 61,112 28,668 麻布地区 9,950 4,143 布内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	1, 612 2, 629 32, 444 5, 807
内 65~74歳 3,127 1,515 訳 75歳以上 4,236 1,607 麻布地区 61,112 28,668 麻布地区 9,950 4,143 布内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	2, 629 32, 444 5, 807
麻布地区 61,112 28,668 麻布地区 9,950 4,143 布内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	32, 444 5, 807
麻 65歳以上 9,950 4,143 布 内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	5,807
布 内 65~74歳 4,395 2,048 訳 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	
財 75歳以上 5,555 2,095 地 赤坂地区 38,131 17,892	2, 347
地 赤坂地区 38,131 17,892	
	3,460
区 表 65 歳以上 7 8/8 3 150	20, 239
四 小 05 原次を入土。 7,040 3,130	4,698
別 内 内 65~74歳 3,414 1,533	1,881
訳 75歳以上 4,434 1,617	2,817
	36,045
高 65 歳以上 12,627 5,101	7,526
輪 内 65~74歳 5,468 2,457	3,011
訳 75 歳以上 7,159 2,644	4,515
芝 浦 港 南 地 区 60,027 29,289	30,738
芝浦 65 歳以上 8,158 3,461	4,697
芝浦 65 歳以上 8,158 3,461 港南 内 65~74 歳 3,769 1,805	1,964
訳 75歳以上 4,389 1,656	

※高齢化率(総人口に占める 65 歳以上人口の割合)は、17.16%です。 (港区住民基本台帳より)

(2) 人口推移

毎年度1月1日現在(単位:人)

年度		2	3	4	5	6
港区		259,036	257, 183	261,615	266, 306	267, 780
	65 歳以上 44,186 (高齢化率) (17.06%)		44, 335 (17. 24%)	44, 640 (17. 06%)	45, 306 (17. 01%)	45, 946 (17. 16%)
内	65~74 歳 (前期高齢者割合)	21, 582 (8. 33%)	21, 399 (8. 32%)	20,730 (7.92%)	20, 492 (7, 69%)	20, 173 (7. 53%)
訳	75 歳以上 (後期高齢者割合)	22, 604 (8. 73%)	22, 936 (8. 92%)	23, 910 (9. 14%)	24, 814 (9, 32%)	25, 773 (9. 62%)

(港区住民基本台帳より)

(3) 要介護(要支援)認定者数の推移

毎年度末日現在	(単位	:	人)
サイ タハロがは	(1) 11.	•	ノヘノ

年度	要支援	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護	要介護 4	要介護 5	Ħ
2	1,622	977	1,715	1,585	1, 324	1, 184	972	9,379
3	1,650	1,015	1,696	1,716	1,318	1,218	954	9,567
4	1,684	1,025	1,779	1,803	1,376	1, 181	917	9,765
5	1,747	999	1,906	1,843	1,497	1, 144	913	10,049
6	1,837	1, 041	2,049	1,829	1, 467	1, 152	900	10, 275

(4) 要介護(要支援)認定者数(総合支所別) 令和6年度末日現在(単位:人)

総合支所	比率	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
芝	15.9%	285	174	338	304	223	165	143	1,632
麻布	19.7%	352	205	389	341	306	254	178	2,025
赤坂	16.0%	273	188	319	297	235	191	140	1,643
高輪	26.3%	524	258	559	487	368	286	219	2,701
芝浦港南	16.4%	347	172	365	282	220	162	136	1,684
その他	5.7%	56	44	79	118	115	94	84	590
合計	100.0%	1,837	1,041	2,049	1,829	1,467	1, 152	900	10,275

[※]その他…住所地特例者などです。

(5) 年齢別認定者状況

毎年度末日現在

	40歳以上6	5歳未満(第2	号被保険者)	65歳以上(第1号被保険者)					
年 度	総 数 (人)	認定者数(人)	比 率 (%)	総 数 (人)	認定者数(人)	比 率 (%)	総人口 (人)	認定者数 (人)	比 率 (%)
2	100,511	191	0.2	44,866	9, 188	20.5	258, 821	9,379	3.6
3	101,331	195	0.2	45, 102	9,372	20.8	258, 783	9,567	3.7
4	103,662	210	0.2	45, 434	9,555	21.0	263,970	9,765	3.7
5	104,985	235	0.2	46,077	9,814	21.3	267, 250	10,049	3.8
6	105,805	239	0.2	46,760	10,036	21.5	268, 783	10, 275	3.8

[※]第1号被保険者の総数及び認定者数は、外国人及び住所地特例者の数を含みます。

(6) ひとり暮らし高齢者数(実態調査)

令和7年1月1日現在(単位:人)

() C = 1 H P P P P P				
区分	総数	内訳		
地区	松数	男	女	
芝	1,503	421	1,082	
麻布	1,672	423	1, 249	
赤 坂	1,512	366	1,146	
高輪	2,260	546	1,714	
芝浦港南	1,685	503	1,182	
合 計	8,632	2, 259	6,373	

[※]ひとり暮らし高齢者…港区住民基本台帳上の 65 歳以上の単身世帯を対象に、民生委員・児童委員等が実態調査した単身居住者です。

[※]総人口及び40歳以上65歳未満の総数は、翌年度4月1日現在の数値です。

事業名(五十音順)索引

あ		旧措置入所者の特定負担限度額認定	
受の手帳(知的障害者)	182	利用者負担額減額・免除認定	157
		共同住宅バリアフリー化支援事業	119
(V)		緊急移送サービス利用助成事業	403
いきいきプラザ・			
児童高齢者交流プラザ(あいぷら)	67		
いちょう学級	237		240
一般介護予防事業	201	רו חייו ע אמוויע	210
(みんなの教室・みんなでトレーニン:	ガ) 21	[t]	
移動支援	260	12] ケアハウス港南の郷	114
10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	200		56
医療機関連携型認知症介護者支援事業	0.0	献血事業の推進	
(みんなとオレンジカフェ)	90	原爆被爆者の援護	205
医療的ケア児・者支援事業	418		
医療費適正化	370		
		高額医療合算介護(介護予防)サービス費	156
え		高額介護(介護予防)サービス費	155
NHK放送受信料減免対象世帯の証明	217	高額障害福祉サービス等給付費等	244
		後期高齢者医療制度(長寿医療制度)	373
か		高次脳機能障害理解促進事業	226
介護給付	239	公衆浴場確保事業	57
介護給付適正化	164	行旅死亡人、行旅病人及び発掘人骨の処理	312
介護給付・予防給付	151	高齢者エアコン購入費給付事業	131
介護サービス事業者支援事業	169	高齢者火災安全システム	137
介護人材育成支援事業	172	高齢者家事援助サービス事業	127
介護認定審査会	150	高齢者紙おむつ給付及びおむつ代の助成	398
介護保険	141	高齢者虐待防止・養護者支援事業	99
介護保険サービス第三者評価支援事業	168	高齢者救急通報システム	395
介護保険サービスの苦情・相談	166	高齢者救急通報システム(消防庁方式)	138
介護保険のあゆみ	143	高齢者緊急一時介護人派遣	128
介護保険ホームヘルプサービス等	110	高齢者緊急一時保護事業	110
利用者負担金助成事業	159	高齢者緊急医療短期入所事業	126
介護保険料	145	高齢者在宅サービスセンター	122
介護マークの普及	109	高齢者集合住宅	115
介護予防・生活支援サービス事業	103	高齢者宿泊デイサービス事業	124
(通所型サービス)	82	高齢者昇降機設置費助成事業	118
(週州望りーピス) 介護予防・生活支援サービス事業	04	高齢者自立支援住宅改修	117
1111 1111	0.0	同断有日立又後任七以修 高齢者自立支援住宅改修等コーディネート	120
(訪問型サービス)	80		
介護予防総合センター(ラクっちゃ)	77	高齢者寝具乾燥等消毒	400
介護予防プロジェクト	87	高齢者生活管理指導事業	129
介護予防リーダー養成講座	86	高齢者相談センター	101
介護ロボット等導入支援事業	174	(地域包括支援センター)	101
学習支援事業	315	高齢者単身世帯実態調査	75
		高齢者通院支援サービス	132
き		高齢者デジタルデバイド解消事業	76
機能訓練(区単独事業)	282	高齢者日常生活用具給付事業	133
		高齢者熱中症対策事業	130

高齢者の地域における		重症心身障害児(者)等在宅レスパイト等	
セーフティネットワーク構築	103	事業	230
高齢者の保健事業と介護予防の		重層的支援体制整備事業	415
一体的実施事業	409	重度障害児日中一時支援事業	235
高齢者徘徊探索支援事業	397	重度心身障害者手当(都制度)	202
高齢者配食サービス	405	重度身体障害児学校送迎支援事業	232
高齢者はり・マッサージサービス事業	70	重度身体障害者(児)居宅生活支援事業	231
高齢者福祉キャブ	401	重度脳性麻痺者介護事業	208
高齢者福祉サービスの広報	66	住民税非課税世帯等生活支援給付金	316
高齢者福祉相談	65	就労系障害福祉サービス事業所等運営支援	510
高齢者福祉理美容サービス	404	補助金交付	417
高齢者訪問電話	411	就労継続支援B型事業	111
高齢者補聴器購入費助成事業	134	(みなとワークアクティ)	279
高齢者見守りのための講習会	104	就労支援事業	299
高齢者民間賃貸住宅入居支援事業	421	ルガスな事業 出産被保険者の保険料の減額措置	344
国民健康保険	321	手話出張講座「手話を知ろう!」	258
国民健康保険医療費の一部負担金の	341	手話通訳者設置事業	255
減額・免除と徴収猶予	352	于	256
国民健康保険結核・精神医療給付金	360	于	238
国民健康保険高額介護合算療養費	357	障害又拔四刀番且云 障害児通所支援	268
国民健康保険高額療養費	353		400
国民健康保険高齢受給者証	369	障害児通所支援事業者及び障害児入所施設 の指定・変更・更新・廃止	265
	334	では、変更・更利・廃止できる。できる。できる。できる。	266
国民健康保険事業の運営に関する協議会			
国民健康保険趣旨普及	335 359	障害児入所支援 障害者意思疎通促進事業	269 248
国民健康保険出産育児一時金・葬祭費の支給	372		220
国民健康保険傷病手当金	351	障害者学習活動支援(助成) 障害者基幹相談支援センター	188
国民健康保険その他の医療給付 国民健康保険のあゆみ	324	障害有差軒怕談又援センター障害者虐待防止・養護者支援事業	189
国民健康保険の保健事業	367	障害有虐付防止・食護有又援事業 障害者グループホーム	289
国民健康保険料	336	障害者グルーノホーム 障害者グループホーム家賃助成	209
	339		444
国民健康保険料年度別調定収納状況 国民健康保険料の減免制度	342	障害者サービス苦情解決委員会 (ヒューマンほっとライン)	187
国民健康保険療養の給付	345	では マンはりと ライン アード できる サービス 提供事業者 育成事業	261
国民健康保険療養費	346	障害者差別解消推進	247
	386	障害有差が解析推進 障害者支援ホーム南麻布	290
国民年金 心のバリアフリー推進事業	249		290
ルのバッテクリー推進事業 寿商品券等贈呈	71	障害者(児)紙おむつ給付	398
対例的分寸贈主 コミュニティバス乗車券の発行		及びおむつ代の助成	229
コミューナイバ人来単分の光行	393	障害者施設等運営支援 障害者(児)寝具乾燥等消毒	400
		障害者(児)日常生活用具及び	400
世	250	住宅設備改善費の給付等	245
失語症者コミュニケーション支援事業	259		236
自動車運転免許取得費助成	212	障害者(児)日中一時居場所提供事業 除事者(児) 独領探索士採事業	397
自動車改造費の助成	213	障害者(児)徘徊探索支援事業 障害者住宅	291
自動車燃料費の助成	211		227
児童発達支援センター(ぱお)	271	障害者就労支援事業 障害者就労支援事業所設備整備等	441
社会福祉協議会の運営支援	59	障害有机分叉拔争耒州設佣金佣守 補助金交付事業	228
社会福祉法人等運営助成	111	備助金父刊事業 障害者情報バリアフリー推進事業	250
社会福祉法人の認可等・指導監査	41	障害者情報ハリアノリー推進事業 障害者団体への助成等	219
住居確保給付金	309	障害者団体への助成寺 障害者等救急通報システム	395
重症心身障害児(者)通所事業	233	 	აყე

障害者配食サービス	405	5	
障害者福祉避難所運営事業	293	地域活動支援センター事業	
障害福祉サービス事業者等指導	263	(障害保健福祉センター)	274
障害保健福祉センター施設貸出	285	地域生活支援拠点等推進事業	190
障害保健福祉センター相談事業	276	地域で共に生きる障害児・障害者アート展	
障害保健福祉センター(ヒューマンぷらざ)	273	地域包括ケア推進事業	<i>L</i> 5 <i>L</i>
小児精神障害者入院医療費助成	195	(1)港区地域包括支援推進協議会	42
自立訓練(機能訓練)事業	280	(2)福祉総合窓口事業	43
自立支援医療(更生医療)	191	(3) 在宅医療・療養等相談支援事業	44
自立支援医療(精神通院医療)	193	(4)普及啓発	45
自立促進事業	304	地域密着型サービス事業者の	10
シルバー人材センターの運営支援	60	指定・更新・廃止	163
心身障害者医療費の助成(噂制度)	384	知的障害者グループホーム支援	221
心身障害者(児)福祉キャブ	401	知的障害者福祉相談	185
心身障害者(児)福祉理美容サービス	404	中国残留邦人等支援給付事業	307
心身障害者(児)訪問電話	411	中等度難聴児発達支援事業	207
心身障害者福祉手当(区制度)	201	聴覚障害者等意思疎通支援事業	253
身体障害者相談員・知的障害者相談員	186	調査訪問体制強化事業	302
身体障害者手帳	179	長寿を祝う集い	73
身体障害者福祉相談	184		
新橋はつらつ太陽運営補助	225	7	
		通所訓練事業への補助	224
낸		WENT WINNESS OF THE PARTY OF TH	
生活介護事業(工房アミ)	278	と	
生活機能評価事業	79	東京都心身障害者扶養共済制度	206
生活支援体制整備事業	107	糖尿病等重症化予防事業	366
生活・就労支援センター	314	都営交通の無料乗車券の交付	408
生活相談	306	特定健康診査	361
生活保護事業	297	特定相談支援事業者及び障害児相談支援	
生活保護受給者等就労自立促進事業	300	事業者の指定・変更・更新・廃止	264
生活保護受給者等メンタルケア支援事業	301	特定相談支援事業所等運営支援補助金交付	267
精神障害者医療保護入院の区長同意	311	特定保健指導	364
精神障害者グループホーム支援	223	特別障害者手当等(国制度)	203
精神障害者支援センター		特別養護老人ホーム	113
(あいはーと・みなと)	287		
精神障害者保健福祉手帳	183	な	
成年後見制度利用促進事業	46	 難病等医療費助成	196
赤十字事業の推進			
(日本赤十字社東京都支部港区地区)	55	に	
戦没者遺家族援護	310	入浴サービス	209
-		認知症高齢者介護家族支援事業	98
Z 100 + 100	0.41	認知症高齢者等おかえりサポート事業	96
相談支援	241	認知症サポーター等養成事業	94
		認知症初期集中支援事業	93
E		認知症早期発見推進事業	92
代理電話サービス事業	257	認知症普及啓発事業	88
タクシー利用券の給付	210	認知症予防事業	89
短期入所事業	292		
		は	
		一 発達支援センター事業	270

U		み	
 ひきこもり支援事業	48	<u></u> 港区みなと認知症サポートステーション	
非自発的失業者の保険料の軽減措置	343	認定事業	95
ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業	105	民営バス乗車割引証	215
被保護者健康管理支援事業	305	民生委員・児童委員の支援	51
100歳訪問	72		
ヒューマンぷらざまつり	286	む	
		<u></u>	407
<i>i</i> .			
福祉事務所無料職業紹介所	313	<i>I</i> D	
福祉車両(車椅子同乗用)購入費助成	214	<u>一</u> 有料道路障害者割引制度	216
福祉のまちづくり	49		
負担限度額認定	158	よ	
_		<u>一</u> 要介護・要支援認定	148
		養護老人ホーム入所措置	121
ー ヘルプカード普及事業	251		
_		()	
ほ		利用者負担額軽減実施法人助成事業	161
法外援護事業	303		
放課後等デイサービス事業		ろ	
(障害保健福祉センター)	284	<u> </u> 老人クラブ及び老人クラブ連合会の支援	62
放課後等デイサービス送迎支援事業	416	老人保健福祉月間	
保護司の支援	53	(みなとほほえみ月間)事業	74
補助犬の給付	218	路上生活者対策事業	308
補装具費の支給	242		

港区「区の木・区の花」

区の木 ハナミズキ 区の花 アジサイ

区の花 バラ







刊行物発行番号 2025086-3711

港区の保健福祉

令和7年度(2025年度)版 事業概要

令和7年(2025年)8月発行

編集·発行 港区保健福祉支援部 東京都港区芝公園一丁目5番25号 電話 03-3578-2111 (代表)



港区は、みどりの保全とごみの減量に努めています。 この印刷物は、古紙を活用した再生紙を使用しています。